

# 逓信省における女性の雇員と判任官

松沢裕作

貯金部局を中心に 一九〇〇年～一九一八年

Female Employees and Officials of the Ministry of Post and Telecommunications in Japan : The Cases of the Savings Department from 1900 to 1918

MATSUZAWA Yusaku

はじめに

①女性雇員の採用  
②女性の判任官任用

③労働環境・勤続年数・昇給  
④長期勤続者の一例  
むすび

【論文要旨】

本稿では、戦前日本における少数の女性官吏の例である、逓信省の郵便貯金関係部局の女性事務職について、採用に至る経緯や制度的前提、労働のあり方や昇進・昇給の状況、勤続年数などを、女性の雇員採用が始まる一九〇〇年から、女性がはじめて判任官に任用される一九〇六年を経て、おおよそ第一次世界大戦期までを対象として明らかにした。また、この時期に採用され、後年そのすぐれた珠算技能によって著名となる三木（清水）を美喜という人物のライフコースを追跡することによって、その後の状況を展望した。

その結果、日露戦後の貯金部局における女性雇員採用は、日露戦後の行政整理基調のなかで、低賃金の事務職員を得ることが目的であったこと、また、判任官任用に際しては、民間での女性事務職需要の増大を背景とし、民間に劣る給与額にかえて、官吏登用をインセンティブとする意図があったことが明らかとなった。

一方、雇用側は長期勤続を望んでいたが、勤続年数はおおよそ一〇年を超えることは少なかったと推測される。これはしばしば同時代史料においては結婚のためであるとされるが、男性雇員・判任官の勤続年数も同程度であり、そもそも当時の事務職労働市場は流動的なものであった以上、結婚を理由としてことさらに取り上げる言説そのものにジェンダーステレオタイプが入り込んでいることが指摘できる。

また、女性の昇給・昇進のスピードは男性より遅く、競争も熾烈であった。それを潜り抜けた長期勤続者の一例である三木を美喜は、おなじ職場の男性判任官と結婚し、出産を経ても勤務を続けた。この際、家事・育児を担当したのは夫の母であった。二〇世紀日本における三世代同居の共稼ぎという家族類型をどのように位置づけようか、今後の研究上の論点たり得よう。

【キーワード】 逓信省、郵便貯金、特別任用、女性事務職、珠算

## はじめに

一九〇六（明治三九）年七月二四日、通信省郵便為替貯金管理所に勤務する女性の雇員一七名（うち本所一三名、大阪支所二名、下関支所二名）に、判任官（通信手）の辞令が交付された。<sup>(1)</sup>女性の判任官は、女子師範学校や宮内省などにはすでに存在していたが、一般行政事務部門における女性の判任官任用はこれが初めてであった。

すでに郵便為替貯金管理所には、その前年、一九〇五（明治三八）年の段階で五〇〇人を超える女性雇員が勤務していた。一九〇六年の措置は、この雇員たちに判任官に昇進する道を開いたものであった。

形式的な点からいえば、判任官と雇員のあいだには大きな違いが存在する。<sup>(2)</sup>雇員とそれを雇用する官庁との関係が、民法上の雇用契約にとどまるのに対して、判任官は「官吏」に属し、雇用者たる国家と公法上の関係にあり、法令に基づき任免され、「其ノ労務ハ単純ナル経済上ノ給付ニ止マラズシテ、国家ニ忠実ナルベキ倫理的ノ義務ヲ包含」するものとされていた。<sup>(3)</sup>

官吏は、勅任官、奏任官、判任官の三階層に分かれる。勅任官は天皇が任免するもの、奏任官は大臣・知事などが天皇の奏聞を経て任免するもの、判任官は大臣・知事などが任免するものである。<sup>(4)</sup>そして、官吏は文官任用令にもとづき、奏任官は高等文官試験、判任官は普通文官試験という資格試験の合格者の中から任用（資格任用）されるのが原則である。文官試験規則（一八九三（明治二六）年）は、高等文官試験・普通文官試験ともに、受験資格を「年齢満二十年以上ノ男子」に限定していた。<sup>(5)</sup>すなわち、資格任用の道は女性には閉ざされていたのである。<sup>(6)</sup>

女性が官吏になるためには、文官任用令（明治三二年勅令第六一号）第六条にもとづき、五年以上雇員として同一官庁に勤務した上で文官普

通試験委員の銓衡を経るか、個別の法令によって、資格を持たないもののなかから任用すること（特別任用）が可能とされた職に就く場合に限られる。<sup>(7)</sup>通信省の「通信手」は特別任用の職であり、文官試験を受験できない女性も任用することが可能であった。

以上の通り、法令上は女性の判任官任用が可能であったとしても、なぜ、一九〇六年という時点で、通信省の貯金部局で、女性を官吏に任用することがおこなわれたのかという問いは残る。本稿は、この一九〇六年の女性の判任官任用に焦点を置きながら、通信省の貯金部局における女性事務職員のあり方を分析することを課題とする。

さて、こうした本稿の課題から重要な先行研究となるのは、おなじく通信省の女性職員である電話交換手を、日本とドイツの比較研究として分析した石井香江の業績である。<sup>(8)</sup>石井は、ドイツ、日本の双方において、電話交換という技術が「女性に向いている」という言説を通じて「女性の職業」としてジェンダー化され、電信は男性、電話は女性という「性別職務分離」が定着したことを論証している。一方、本稿で主題とする通信省貯金部局の雇員・判任官の主要な業務はそろばんを使用した計算であるが、その技能のジェンダー化は電話交換手に比して固定的ではない。<sup>(9)</sup>

そして、通信省において、女性の雇員を最初に判任官に登用したのは、電話交換手ではなく、貯金系統の事務職員である。石井は「郵便局の事務員として女性を導入するのは、電信・電話交換業務に女性が導入され、その効用が証明された後」<sup>(10)</sup>と述べるが、先行して相当数の女性電話交換手を抱える電話部門ではなく、貯金部門で先行して女性が判任官に任用されたのはなぜだろうか。石井の主張の核には、電話交換という「技術」のジェンダー化によって、電話交換手が女性の仕事となる性別職務分離を説明するという論理がある。そうだとするならば、事務職である貯金部局への女性採用や判任官任用は、同一の「効用」では説明

できない。石井の問いを變形するならば、「なぜ電話交換手は女の仕事になったのに、女性で最初に判任官に登用されたのは電話交換手ではないのか」を問うことが本稿に残された課題となる。

労働をジェンダー的観点から検討するにあたり、上記の課題が持つ意味をより一般的に位置づけることも可能である。資格任用が原則であり、かつその資格を得ることが男性に限定されていた官吏の世界に女性が参入することは、形式的には女性が男性と同一の職に就くことを意味する。このことは、女性の判任官たちを、同一職の男性職員と対照することを通じ、官庁事務職のあり方をジェンダー的視角から検討することを可能にする。あらかじめ分析の結果を示しておけば、本稿は、「男性が判任官になること」と「女性が判任官になること」の比較によって、事務職労働者のジェンダー非対称性を提示することになる。このことは、「職業婦人」の一種に数えられる二〇世紀前半日本の女性事務労働者の位置づけを考えるうえでいささかの事例提供となろう。<sup>(1)</sup>

そうした課題を追求するうえで、男性を含めた判任官・雇員一般の雇用と労働のあり方を視野に入れなければならない。戦前日本の官僚制研究では、政党と非選出勢力との関係という視点から、主として勅任・奏任の官吏たちの研究が深められてきているが、史料上の制約もあり、判任官や雇員についての研究はそれほど多くはない。

判任官については、池田雅則が、試験以外に実務経験を評価する多様な採用ルートがあったこと、量的には一九世紀末から二〇世紀初頭にかけての判任官数の増大が、文部省、農商務省、通信省および鉄道部門や植民地に集中すること、また各省内でも判任官数が集中する部局が存在したことを明らかにし、「社会の産業化を直接担う部門」での判任官数拡大を指摘している。<sup>(13)</sup> 本稿であつたか通信省もその一つであり、こうした比較的下位の技術・事務職の拡大傾向の文脈のなかに女性の判任官任用をどのように位置づけるかが論点となる。また、雇員については、

石井滋が明治前期における形成過程を明らかにし、雇員という職種は官吏の増加抑制手段であつたことを示している。これを踏まえれば、官吏数の抑制と女性雇員・判任官の存在はどのような関係にあるかという論点が生じよう。<sup>(14)</sup>

また、男性ホワイトカラーの労働市場という観点から官営八幡製鉄所の判任官の履歴を分析した菅山真次の研究<sup>(15)</sup>と、同様の観点から東京市の職員の動向を分析した加藤智康の研究は、当時のホワイトカラー労働者が頻繁な移動を繰り返しており、官吏や市職員も、そうした流動的なホワイトカラー労働市場の一部であつたことを示している。特に加藤の研究は、明治中後期の東京府吏員の待遇は物価上昇率に比して俸給の上昇率が低く、また「老朽淘汰」という名目での誠首も頻繁であつたため、定着率が低かつたこと、民間企業職員への流出が起きていたことを明らかにしている。加藤も触れているように、腰に弁当を下げていることから「腰弁」と呼ばれた下級官吏の生活困難は、同時代からよく知られていた。また、二〇世紀初頭には判任官の生活水準の相対的低下がおきていたことは、千本暁子も指摘している。千本は性別役割分業を論じる文脈のなかでこの現象を位置づけ「官吏は、工場労働者のように妻や他の家族の収入を期待できず、俸給だけに依存した生活を営まざるをえなかつたため、俸給水準の低下は生活水準の低下にストレートにつながつた」と指摘している。<sup>(17)</sup> 女性の雇員・判任官任用を位置づけるにあたっては、彼女たちが参入したのはこうした流動的なホワイトカラー労働市場であり、かつ男性ホワイトカラー労働者にとって、下級官吏は民間企業に比して魅力的とは考えられていなかったことを前提としなければならぬ。判任官への任用は、男性ホワイトカラーにとつても、安定的な将来を約束するものではなかつたのである。

以上を踏まえ、本稿は以下の構成をとる。第一に、通信省貯金部局の女性雇員採用はいかなる状況のもとではじまったかを論じる。第二に、

一九〇六年の一七名の判任官任用はどのような経緯で実行されたのかを明らかにする。第三に、一九〇六年以降、判任官に任用された女性たちの勤続年数や労働環境はどのようなものであったか。それは男性判任官に比していかなる特徴を示すかを分析する。その分析対象時期は、さしあたり、労働市場の大きな変化が予想される第一次大戦期の一八八八（大正七）年までとする。第四に、その後の展望にかえて、当該期に採用され、昭和初期まで勤続した一人の人物の個人史を紹介する。

## ①女性雇員の採用

通信省郵便為替貯金管理所が雇員に女性を採用したのは、一九〇〇（明治三三）年からである。郵便貯金事業の開始は一八七五（明治八）年に遡る。担当官庁は内務省、農商務省をへて、一八八五（明治一八）年通信省創設とともに同省駅通局の所管となり、一八八七（明治二〇）年通信省為替貯金局、一八九〇（明治二三）年郵便為替貯金管理局、一八九一（明治二四）年郵便為替貯金管理所と改称される。その後、一九〇九（明治四二）年に郵便貯金局、一九一三（大正二）年に為替貯金局となる。本稿ではこれらを総称する場合は「貯金部局」と称することとする。

郵便為替貯金管理所には判任の書記・書記補がおかれていた。同所設置以来の定員の変化を示したものが表1であり、一八九七（明治三〇）年までは定員は増加傾向にあったことがわかる。

しかし、一八九七（明治三〇）年八月二日勅令第二七六号によって、通信書記・書記補は、郵便局、電信局、郵便貯金為替管理所、電話交換局などで一括して定員管理されることとなり、さらに一九〇三（明治三六）年一二月四日の「通信官署官制」改正（同年勅令第二四七号）によって、郵便貯金為替管理所は官制上も郵便局、電信局、電話局等と並

表1 郵便為替貯金管理所書記・書記補定員  
(1891年～1897年)

官制公布年月日	人数
1891（明治24）年7月24日	587
1895（明治28）年3月27日	569
1896（明治29）年3月29日	594
1897（明治30）年3月31日	621

出典：明治24年7月24日勅令第148号、明治28年3月27日勅令第23号、明治29年3月29日勅令第78号、明治30年3月31日勅令第67号

ぶ「通信官署」の一つとされた。なお、これと同時に、通信書記は「通信属」、通信書記補は「通信手」と改称されている（同年勅令第二五一号）。一九〇九（明治四二）年七月二四日の「郵便貯金局官制」により貯金部局はふたたび通信官署から分離され、郵便貯金局が設置されるが、それまでは貯金部局独自の定員は規定されていない。女性の雇員採用がおこなわれる一九〇〇年はこの時期にあたる。

そこで、一八九七（明治三〇）年から、女性の判任官登用が始まる一九〇五（明治三八）年までの、郵便為替貯金管理所勤務の通信書記（通信属）、通信書記補（通信手）の実数と、雇員の実数を表2に示した。この表から、一九〇三（明治三六）年を底に判任官数が減少してゆくことがわかる。特に一九〇三年度末人員は前年度末に比して一六六名の減員である。これは同年度に第一次桂内閣のもとでおこなわれた行政整理の結果であるが、この判任官の減少と反比例して、一貫して雇員が増加している点に注目したい。行政整理基調のなかで定員が抑えられ、判

表2 郵便為替貯金管理所書記・書記補（通信属・通信手）実数・雇員実数

	書記・書記補	雇員		
		男性雇員	女性雇員	雇員計
1897（明治30）年	595	110（100.0%）	0（0.0%）	110
1898（明治31）年	567	182（100.0%）	0（0.0%）	182
1899（明治32）年	550	222（100.0%）	0（0.0%）	222
1900（明治33）年	458	230（82.7%）	48（17.3%）	278
1901（明治34）年	440	254（72.3%）	95（27.2%）	349
1902（明治35）年	422	185（50.8%）	179（49.2%）	364
1903（明治36）年	256	310（58.1%）	224（41.9%）	534
	通信属・通信手			
1904（明治37）年	286	408（52.8%）	365（47.2%）	773
1905（明治38）年	516	533（50.5%）	523（49.5%）	1056

出典：『通信省第20年報』（1907年）

任官が減少してゆく一方、雇員の増加によって業務を補填する傾向があったことがうかがわれる。女性の雇員採用は、こうした判任官の減少と雇員の増加のなかでおこなわれた。

女性の雇員採用は、男性とは別の規程に基づいておこなわれた。一九〇〇（明治三三）年七月二五日の通信省公達第三八六号、女子雇員採用規程<sup>(20)</sup>がそれである。これは、貯金部局にかぎらない全省を通じての女子雇員採用規程である。

第一条 郵便及電信局長、郵便為替貯金管理所長ハ、其局所業務ノ状況ニ依リ雇員トシテ女子ヲ採用スルノ必要アリト認ムルトキハ、其事情ヲ具シ、一、二等局長ハ大臣ニ、三等局長ハ管轄一等局長ニ上申認可ヲ受クヘシ

第二条 女子雇員ニ採用スヘキ者ハ左ノ各号ニ適合シ、第七条ノ試験ニ及第シタル者ニ限ル

但シ三等局ニ於ケル採用方ハ別ニ管轄一等局長ノ定ムル手續ニ依ルモノトス

- 一 年齢満十三年以上ニシテ家事ノ繫累ナキ者
- 二 身体強壯ニシテ言語明晰視力聴力完全ナル者
- 三 身元確實ニシテ品行方正ナル者

高等女学校若ハ之ト同等以上ノ学校ニ二年以上在学シタル者又ハ高等小学校ノ卒業証書ヲ有スル者又ハ通信部内ニ於テ現ニ雇員タル者若ハ雇員タリシ者ハ第七条ノ試験ヲ省略スルコトヲ得

……（中略）……  
 第七条 女子雇員ノ採用試験ハ当該局所長相当ノ試験委員ヲシテ、左ノ科目及程度ニ依リ之ヲ行ハシムヘシ

科目 程度  
 読書 郵便、電信、郵便為替貯金ニ関スル法規類  
 作文 尺牘文

筆蹟 楷書行書  
算術 加減乗除

第八条 身元保証人トナスヘキ者ハ成年以上ノ男子ニシテ土地若  
ハ家屋ヲ所有シ其地ニ在住スル者又ハ当該局所長ニ於テ  
身元確實ナルコトヲ認メタル者ニシテ第五条第一号乃至  
第四号ニ触レサル者ニ限ル

最低年齢は十三歳とされ、読み書き、計算能力を問う試験が存在する。  
試験を実施し、採用を決めるのは、各郵便・電信局長と郵便為替貯金管  
理所長である。高等小学校卒業ないし高等女学校二年以上在籍者、およ  
びすでに雇員であるか、その経験を有するものは試験が免除される。こ  
の規定からは、採用規程制定以前に、各郵便局等では女性雇員が雇用さ  
れていたことが読み取れる。また、成人男性で、土地家屋の所有または  
「身元確實」な身元保証人が必要である。

特徴的なのは、第一条の「家事ノ繫累ナキ者」という規定である。曖  
昧な文言だが、雇員としての業務が家事労働によって阻害されることは  
避けなければならないという趣旨であると考えられ、少なくとも家族の  
反対が予想されるような場合は採用されないことは確実であろう。

これを受けて、同年八月一六日に、郵便為替貯金管理所において「女  
子雇員採用規程施行手続」「女子雇員取締規程」が定められた。

「施行手続」<sup>(21)</sup>には、試験の合格点数基準が示されるとともに、日給は  
一五銭から三五銭で、特に功績ある者には四五銭まで支給されるという  
給与の基準が規定されている。一方、「取締規程」<sup>(22)</sup>は服務管理の規定で  
あり、以下のような内容のものである。

第一条 女子雇員ハ他所員ト接近セサル場所ニ於テ執務セシメ、  
一名ノ監督者ヲ置キ諸般ノ取締ヲ為サシムヘシ  
第二条 女子雇員ハ在庁中成ルヘク洋服又ハ袴ヲ着用セシムヘシ  
第三条 女子雇員ト他所員トハ互ニ其執務ノ場所ニ出入スルコ

トヲ禁スヘシ

第四条 女子雇員ノ昇降口ハ特ニ之ヲ設ケ所員ノ之ヲ使用スルコ  
トヲ禁スヘシ、但別ニ女子雇員ニ対シ他所員ト異リタル昇庁  
及ヒ退庁ノ時限ヲ設ケタルトキハ此限ニ在ラス

第五条 在庁中女子雇員ト他所員若クハ来訪者ト面接談話スル  
コトヲ禁スヘシ、但已ムコトヲ得サル事由アルトキハ監督者ヲ  
シテ通話セシムルコトヲ得

第六条 女子雇員ノ便所ハ特ニ之ヲ設ケ他所員ノ之ヲ使用スル  
コトヲ禁スヘシ

「洋服」か「袴」の着用という服装に関する規定とともに、第一条、第  
三条、第四条、第五条で、「他所員」すなわち男性職員との空間的な  
隔離、接触の制限が徹底されている。女性の職場は隔離され、「監督者」  
のみが女性雇員と対応するのである。この点は石井香江が検討した電話  
交換手の場合と同じである。また、「便所」を特に指定していることか  
ら、郵便為替貯金管理所には女性用便所はそれまでは存在しなかったの  
であろう。

さて、これらの規定を男性雇員の場合と比較してみよう。まず、  
一九〇一（明治三四）年四月一八日の、男性を対象とした「雇員採用規  
程」<sup>(23)</sup>では、「雇員の資格は、「年齢満十五年以上ノ男子ナルコト」「身体  
強壯ニシテ視力及ヒ聴力ノ完全ナルコト」「身元確實ニシテ品行方正ナ  
ルコト」の三つを備え、試験に合格したものとされている。女性雇員と  
の相違は、年齢の下限が男性の場合十五歳で、女子より二歳高く設定さ  
れていること、「家事ニ繫累」がないという条件が規定されていないこ  
とである。試験科目は「読書」「作文」「算術」「筆跡」の四種で、これ  
自体は女性と変わらないが、「算術」の程度が「筆算及ヒ珠算（加減乗  
除）」とされており、のちに貯金局女性事務職員の代表的業務となる「珠  
算」はこの時点では男性にしか課されていないことが注目される。

男女別の雇員採用規程は、一九〇八（明治四一）年一月二七日の「通信官署雇員規程」<sup>(24)</sup>によって、男女を通じた通信官署全体の規則に一本化される。通信官署の雇員は、「通信事務員」「通信工手」「電話交換主事補」「電話交換手」「電話交換手見習」「船長」「機関長」の七種と規定されている。

貯金部局の雇員は「通信事務員」であるが、男性は満十五歳以上、女性には満十三歳以上で、年齢に差が設けられていることは以前と変わらなない。そして、男性の場合は高等小学校卒業、女性の場合は尋常小学校卒業またはこれと同程度の学力と定められ、「同程度」の規定があるとはいえ、学歴が基準となり、ここでも男女の差が設定されている。「女子ニ在リテハ前各号ノ外家事ニ繫累アル者」は採用されないという点も同様である。職務内容については「通信事務員ハ通信ニ関スル諸般ノ事務但女子通信事務員ノ従事スル職務ハ軽易ナルモノニ限ル」と、女性の職務は「軽易」なものに限定すると定められているが、その基準は曖昧であり、実際にはかなり厳しい労働条件下にあったことは後に見る。

給与の格差も明文化されている。「通信事務員ハ男子ニ在リテハ日給月額（日給三十ヲ乗シタル額以下同之）又ハ月額二十五円以内、女子ニ在リテハ同二十円以内」と、男性の場合は上限が月額二五円、女性の場合は二〇円と五円の格差がある。勤続年数による加給も、二年以上であれば男性が五〇銭であるのに対し女性は四〇銭と、それぞれ年数に応じて差が設けられており、その差は長ければ長いほど大きくなって、勤続十年以上では、男性が二円に対し女性は一円五〇銭となる。

なお、ここで後論とかかわって、電話交換手についての規定も瞥見しておこう。電話交換手および電話交換手見習の採用資格は「満十三年以上二十三年以下ノ女子」であり、「特殊ノ事由アルモノ」に限って、通信大臣の許可を得て満一三歳以上の男子を採用することができる。電話交換主事補の採用資格は「満十八年以上四十年以下ノ女子」である。つ

まり、電話交換手については、一九〇八（明治四一）の段階で「女子」が原則であり、かつ一定のキャリアを積んで「主事補」となった場合も雇員にとどまることが制度化されていたことがわかる。石井香江の先行研究が指摘する電話交換手Ⅱ「女の仕事」という性別職務分離は、規則化されていたのである。そして、本稿の立場からそれに付け加えるとすれば、「主事補」まで含めて、電話交換手は「雇員の仕事」であることも同時に規程に組み込まれていたものであり、電話交換手は「女性の雇員の仕事」だったのである。

一九〇〇（明治三三）年の郵便為替貯金管理所に議論を戻そう。十年後の一九一〇（明治四三）年の郵便貯金局の説明<sup>(25)</sup>によれば、この時女性を雇員に採用した理由は次のように説明されている。

男子吏員ハ其事務ニ何等ノ曲折趣味ナキヲ以テ之ヲ蔑視シ熱心其事ニ従ハサルニ依リ成績頗ル不良……（中略）……百般政費ノ増加ハ之ニ伴ハシメ難キモノアルヲ以テ、一方ニハ取扱上ノ手續ヲ改良シテ努力ノ省減ヲ図ルト同時ニ、一方ニハ吏員ノ技能ヲ練磨セシメテ其能力ヲ昂メ以テ負担率ノ増加ヲ企図スルト同時ニ、愈分業ヲ隆ンニシテ軽易簡單ナル事務ハ之ヲ移シテ以テ女子ニ負担セシメ、同一ノ経費ヲ以テヨリ以上ノ処理能力ヲ得ントスルノ感想ヲ懐クニ至レリ

すなわち、男性の雇員は単純作業を嫌うため職場の士気が落ちており、一方人件費の増額は望めない一方で、業務の改善、能率の向上をはかると同時に「分業」をおこなって、「簡単軽易」なる事務は女性に負担させれば、同一経費で処理できる業務量は増す、という見通しがあつたというのである。この論理を支えているのは、女性労働者は単純作業かつ低賃金であっても熱心に働くはずだ、という認識である。当初採用した女性一名の雇員が処理しうる業務は男性九・六七人分の事務量にとどまった。しかしこれは採用から日が浅かったため、しだいに習熟す

ると男性に匹敵する効率を示すようになり、毎年女子雇員の採用を拡大した。そして、女性雇員拡大の画期は日露戦争であったと郵便貯金局は述べる。

三十七八年戦役中内務、通信両省協力シ盛ニ貯金ヲ奨励シタル為メ、事業著シク激増セシモ、政費多端到底之ニ伴フヘキ適当ナル増員ヲ得ルコト能ハサル結果、部室等ノ許ス限り給料ノ低廉ナル女子ヲ使用スルノ方策ヲ採リ

以上をまとめるならば、女性雇員採用の理由は、第一に男性が単純業務を好まないこと、第二に女性は低い給与額で雇用できることに求められている。すくなくともこの時点では、計算業務が女性に向いているという性別職務分離の認識は成立していない。なお、「部室等ノ許ス限り」という表現から、女性を隔離した空間で働かせる以上、その部屋の確保が雇用できる女性雇員の総数の制約条件となっていたことがわかる。この点は、労働環境とかわって後に触れる。

女性雇員採用の当時郵便為替貯金管理所長であった下村宏は、のちの一九三二（昭和七）年に「種々の仕事が増加して来る一方、予算が充分に取れない……男二人に対し女三人という予算の割合であるから女子を三人使つた方が良い」と、当時を回想している。<sup>(26)</sup>日清戦後の郵便貯金は、民間銀行網の整備にともない富裕層の預金が銀行預金に移行した結果、零細預金を集める大衆預金機関へと再編されてゆく。<sup>(27)</sup>その動向を決定的にしたのが日露戦争時の貯蓄奨励運動であった。零細預金の増加は事務量の増加をもたらす。一方で行政整理志向の強い桂園体制期には判任官定員が削られてゆく。こうした条件のなかで、業務の雇員による代替が進み、さらに安価な労働力として女性雇員の採用が開始されたというのが、通信省貯金部局における女性雇員採用の経緯であると整理できるだろう。

## ②女性の判任官任用

一九〇六（明治三九）年四月一二日、通信次官仲小路廉は、内閣書記官長石渡敏一に対して次のような照会を送った。<sup>(28)</sup>

郵便為替貯金管理所及各郵便局等ニ於テ女子雇員ニ採用セシ以來ノ経歴ニ徴スルニ、其成績頗ル良好ニシテ、之ヲシテ服務セシムル事務ノ範囲モ倍々拡大スルノ現況ニ有之候処、斯ク女子雇員ノ増加ト執務範囲ノ拡張トニ伴ヒ、自今之ヲ監督セシムヘキ者及責任アル事務ヲ執ラシムヘキ者ヲ判任官ニ登用シ、之ヲ奨励スルト同時ニ、執務上ニ就キ其責任ヲ負ハシムルニ至ラハ、尚一層ノ好結果ヲ獲ラルヘシト信シ候、右ノ如ク女子雇員ヲ判任官ニ登用スルハ文官任用令其他関係ノ法規上ヨリ別段何等差支無之儀トハ存候得共、為念御意見致承知度、此段及御照会候也

貯金部局および郵便局等における女性の雇員の業績は良好であり、これを判任官に登用して、監督者および「責任」ある事務を担わせたい、というのである。そして、当該文書はそれについて、法規上問題がないということを入閣書記官に照会している。照会が出されたということは、それは閣議請議をする必要のない案件であったということ、しかし確認を要する程度には先例のない措置であったことの両面を示している。内閣書記官長は法制局に照会、四月二八日に法制局長は内閣書記官長に問題なしと回答し、七月一〇日付で石渡内閣書記官長は仲小路通信次官に問題がないことを回答している。その結果が本稿冒頭でみた一七名の女性の判任官任用である。

照会には添付文書がいくつか付属している。次の文書はその一つで、女性雇員を判任官に任用することが必要である理由の説明である（傍線は引用者による）。

郵便為替貯金管理所ニ於テ簡易ナル計算事務及整理事務ニ従事セシムル為メ女子ヲ雇用シ始メタルハ、明治三十三年ノ事ニ係リ、當時ハ幾分試験的ニ出テタルヲ以テ、本支所ヲ通シテ使用人員僅カニ五十人ヲ出テサリシカ、其実績ヲ見ルニ、女子ノ通有性タル緻密ト従順トヲ以テ事ニ当リ、且男子ニ於テ往々見ルカ如キ変化ナキ趣味ナキ事務ニ対スル嫌悪心ヲ有スルコトナキヲ以テ、其整理能力ノ如キ遙ニ男子ヲ凌クモノアリ、且計算事務ノ如キニ至リテモ決シテ男子ノ伎倆ニ譲ルコトナキヲ確認シ得タレハ、漸次ニ女子使用ノ範圍ヲ拡大……（中略）……現時私立銀行会社等ニ於テモ女子計算員ノ男子ニ比シ其成績善良ナルヲ認ムルニ至リ、管理所ニ於テ給スル俸給額ニ対シ常ニ二倍乃至三倍ノ高給ヲ以テ之ヲ誘ヒ、以テ当該会社女子雇員ニ充當シ、総査算取締其他ノ任務ニ服セシメツ、アリ、然ルニ一方ニ於テハ雇員定率ノ制限ハ殆んど動かス可クモアラス、又定員ノ増加ヲ以テセン乎、徒ニ不用ノ定員ヲ多クスルノ外觀ヲ呈スルニ至リ、甚タ穩カナラサルモノアルノミナラス、常ニ他トノ權衡上所期ノ増加ヲ得ル不能ノ恨アリ、此点ニ就テモ彼等女子雇員ノ待遇ニ関シ金錢以外ノ或者ヲ以テ之ヲ奨励スルノ途ナカルヘカラス、殊ニ遺憾トスル所ハ数年ノ間勤続セル者一朝其職ヲ離ル、ニ当リ其積年ノ勞ニ酬ユルノ途備ハラサルニ在リ

この文書には、「女子ノ通有性タル緻密ト従順」が、男性雇員には不適當な「変化ナキ趣味ナキ」業務を処理するのに適している、すなわち「女性に向いている仕事である」というジェンダーステレオタイプが見られる。しかし、むしろ重要なのは後段であろう。そこでは、第一に、銀行などでの女性事務員の雇用が始まっており、それは郵便為替貯金管理所の俸給より高給であること、第二に、雇員の平均給与単価（定率）、定員の増加は、「他トノ權衡」上問題であり、実行できないこと、

そして第三に、給与を挙げないで人材を確保するには手段として、判任官への登用が有効であることが挙げられている。労働市場において民間との競争が始まっていること、日露戦後の行政整理基調のもとでの給与・人員水準の増加の困難さが、女性の判任官登用を必要とする二大要因であると、通信省当局は認識していたことがわかる。

このことは、七月一六日の新聞にみられる通信大臣秘書官談話<sup>(29)</sup>からもうかがえる。

山県（伊三郎、引用者）通信大臣は就任後直に所管局所を巡察して其執務の煩激と時間の長きに驚かれたり、而て特に女子は男子と異なりて全然榮進の途なきを以て何とか相当の方法を發見すべく調査を為すべきことを命令され、爾來研究百端の結果として遂に今回の如く女子雇員にして技倆資格共に充分に判任官たるに恥ざる者を選叙して之を登用するの途を開かれ女子は始めて男子同様の待遇を得ることとなり、従つて退官に際しても退官資金<sup>(30)</sup>を得らるのみならず恩給請求の權利を有し、又叙位叙勲の御沙汰をも拝することを得るに至れり、此一事は以て女子雇員奨励上必ず好影響あるべきは勿論にして……

実際には、恩給の支給資格を得るためには通算満一五年が必要であり、<sup>(30)</sup>叙位・叙勲の道も、どの程度現実性のあるものとして受け止められたかはわからない（退官賜金の資格は一年以上の在籍で生じる<sup>(31)</sup>）。しかし、こうした「榮進の途」を勤務のインセンティブとして機能させようとしたことはたしかであろう。加えて、雇員の進退賞罰が原則として「当該局所長」<sup>(32)</sup>の権限であつたのに対し、官吏であれば、その免官は文官分限令の規定に基づく必要がある、こうした一定の身分保障が与えられることも「女子雇員奨励上」の「好影響」と位置付けられていた可能性もあろう。

さて、あらためて通信省郵便為替貯金管理所で女性が判任官に任用可

能であった法規上の条件について検討してみたい。通信次官照会は、「法規上ヨリ別段何等差支無之」と述べていたが、なぜ差し支えがないかといえ、このとき彼女たちが任じられた「通信手」という職は、もともと特別任用の職で、普通文官試験の合格者以外から採用することが可能だったからである。このような、通信省下級判任官が特別任用である状況は、通信手の前身、「書記補」の時期からであり、一八九〇（明治二三）年の勅令第一三〇号が、「郵便電信書記補郵便書記補電信書記補並郵便為替貯金局書記補ハ通信大臣別ニ試験規則ヲ定メ之ヲ採用スルコトヲ得、其規則ニ依リ採用セラレタルモノハ普通試験ヲ経ルニアラサレハ他ノ判任官ニ転任スルコトヲ得ス」と規定したことに遡る。この規定が組織改編と職名の改正のたびに改定されて継続していた（一九〇六明治三九）年時点で効力をもっていたのは、一九〇三年の「鉄道書記補通信手特別任用令」<sup>(33)</sup>である。

一八九〇年の時点で、書記補が特別任用となった理由は、一八九〇（明治三三年）四月一七日通信大臣後藤象二郎の閣議請議<sup>(34)</sup>から明らかとなる。それによれば、「郵便及電信并郵便為替貯金ノ事業ハ之ヲ實際執行スルニ於テハ高尚ノ学識ヲ要スルコト少シト雖モ、其事業タルヤ頗ル広大繁劇ナルヲ以テ随テ之ニ従事スル多数ノ下級官吏ヲ要スル」ため、これまでは「薄給ノ傭員」（のちの雇員に相当）を多数使用してきた。そして、これら傭員は「学識ノ点ヨリハ寧ロ身体健全心行端正勤勉熱心ナル等ノ点」が求められる、という。つまり学識よりは健康と品行、熱心が第一に問われるというのである。そして、それまでは、傭員をその業績に応じて判任官に任用してきたが、文官試験試験補及見習規則の施行によってこれが不可能になり傭員たちの「失望」を招いている。そして、同規則によって採用される者には次のような問題があるという。

該試験法ニ依リ採用シタル者ハ如斯薄給ヲ受テ昼夜繁劇ノ業務ニ当ルヲ欲セサルモノ多ク、殊ニ其費用ニ至リテモ亦此等傭員ノ能

ク其業務ノ執行ニ熟練シ、快速之ヲ処理シテ過誤ナキニ及ハサルモノアリ、然ラハ則傭員ノ儘之ヲ使用センカ、傭員ハ官吏ニ非ラサルヲ以テ其身分堅確ナラス、随テ職權及責任ナク、且忠直勉勵勤続数十年ニ亘ルモ官吏恩給ノ典ニ与ルコト能ハス、斯ノ如ク其之ヲ遇スル薄キカ故ニ、動モスレハ些々タル利欲ノ為メニ動カサレ身心ヲ以テ此業務ニ委スル定操ナク、其弊自ラ処理上ニ影響スルニ至ルヘシ

つまり、試験採用者は通信省内の郵便や貯金のような繁務を好まず、また職務に習熟してもいない。一方傭員をその身分に据え置くことは、身分の不安定さによつて、離職や士気の低下を招く。そこで特別任用の「書記補」を置きたい、というのである。

ここで触れられている「文官試験試験補及見習規則」<sup>(35)</sup>は一八八七（明治二〇）年に制定された、体系的な資格任用制度を導入した最初の法令であり、近代日本の官僚制整備の画期として名高いものである<sup>(36)</sup>。そして、一八九〇（明治二三）年時点で想定されている傭員・書記補はいずれも男性である。しかし、熟練者の離職や、士気の低下といった判任官特別任用制導入の理由が、女性の判任官登用に際しても、十数年遅れでそっくり繰り返されていることに留意すべきである。長期勤続と士気の維持のため、下級判任官を特別任用のポストとして資格採用の外に置き、雇員を官吏に昇進させることは、通信省においては、資格任用制度導入からまもなく制度化されていたのである。業務拡大と行政整理のなかで、より低廉な事務労働力として女性にもこれが適用された結果が一九〇六（明治三九）年の女性判任官任用であった。

通信次官照会には、「候補者ノ概数」も挙げられている。東京の管理所本所では、二年以上の勤続者八一名、高等女学校卒業生二一名（うち一名は女子大学家政学科卒業、一名は同国文学科二年修業）准教員免許状保持者三名の九五名を「候補者」としている。大阪支所・下関支所に

については本所では履歴を把握していなかったようで、それぞれ「約四十名(?)」「約十名(?)」と記している。

そして、その候補者の一部について、管理所が候補者と目したと思われる人物たちの履歴書が添付されている。このなかには、実際に七月二四日に最初の任用対象者となった者、初回ではないがその後判任官となった者、判任官になっていない者(おそらく雇員のまま離職)したものが含まれる。一方、この添付履歴書とは別に、『東京朝日新聞』には、東京における任用者のプロフィール記事が(一部については写真入りで)掲載されている。両者の情報をまとめたものが表3である。

表3記載者は、以下の四つのグループに分かれる。グループ1は、候補者履歴書に名前があり、最初に通信手に任用されたもの。グループ2は、候補者履歴書に名前がないが、最初に通信手に任用されたもの。グループ3は、候補者履歴書に名前があり、その後通信手に任用されたもの。グループ4は、候補者履歴書に名前があるが、その後通信手に任用されていないものである。以上を踏まえて表3をみると、グループ1は相対的長期勤続者、グループ3、4は勤続期間が短い高学歴の者であることがわかる。前述の候補者数の基準も想起するとき、管理所は、勤続年数と学歴の二つの基準で候補者を選定したものと思われる。グループ1、2、3の長期勤続者には、「雇員取締」をつとめている者が多い。また、大阪に短期派遣されているものがある。おそらく技術指導のためであろう。一方、グループ4の高学歴者はいずれも早期離職しているという顕著な特徴がある。そして、新聞報道によれば、父が病没している者の多さが目に付く(第一回任用一七名中の七名)。家計維持のために雇員としての労働に出たものの多さがうかがわれる。

さて、このような家族の背景も含めた新聞報道がおこなわれたことからも明らかとなり、この通信省における「女子判任官」の任用は新聞等で大きく報道された。七月二四日の辞令交付式の様子は『東京朝日新

聞』では次のように報じられている。<sup>(37)</sup>

小松通信局長、中谷参事官、大道秘書官、野村、二見二課長を始め、管理所各課女子職員等四百余名列席の上、女子判任官(通信手)辞令の交付式を挙行したり、先づ下村所長は、本所詰任用者相久井みね子外十二名に対し夫々辞令書を交付したる後「日露交戦以来為替及貯金事務大に増加したるのみならず、原簿の改正振替貯金の開始等ありて事務劇増したるに拘はらず、些の洪滞を見ずして今日に至れるは固より上官の監督指揮其宜しきを得たるに依るとは云へ亦諸子の勉励与つて大に力ありしものと信ず、乃ち本日通信局長を始め局内の各高等官列席して爰に辞令交付式を挙行し以て大に女子判任官任用の先駆をなしたる諸子の名譽を祝し、且つ女子将来の爲めに大に慶賀する所以なれば、諸子は自今以後益奮励して深く徳性を養ひ以て今日の盛典に酬いざるべからず」と周到なる訓戒演説を爲し、次で小松通信局長の懇篤なる祝辞ありて式を了れり

通信局長以下高等官列席の辞令交付式がおこなわれ、下村宏管理所長は「名譽」をたたえ「以後益奮励」を求めたという。また、『帝国画報』<sup>(38)</sup>には、下村宏所長を中心にした辞令交付式後の記念写真が掲載されている。通常、男子判任官の任用にあたりこうした式典は行われないし、報道もされないというジェンダー非対称性に留意すべきであろう。男性にとって判任官任用は「名譽」には当たらないということは、のちに詳述する。

新聞紙上には、プロフィールとあわせて当事者の談話も掲載されている。次に掲げるのは岡田さんの談話である。<sup>(39)</sup>

今年三十歳の盛りなるも未だ他に嫁せず家事一切をも賄ひつ、日々貯金管理所に通勤し居るなり。同女の談に曰く妾は小石川に生れ幼にして父の職務の爲めに処々に転じ牛込区に移りし時愛日

表3 郵便為替貯金管理局の初期任用女性判任官履歴

グループ	氏名	勤務地	族籍	生年月日	学歴	雇員採用年月日	雇員としての履歴	家族関係など	任用年と離職年
1	和久井みね	東京	東京府平民	明治12年11月10日	明德小学校卒業	明治33年10月10日	明治36年9月1日 貯金課女子雇員取締, 明治37年7月19日大阪郵便為替預金管理支所へ出向, 貯金係女子雇員取締, 明治38年4月11日貯金係東部原簿第三部女子雇員取締, 明治38年8月1日郵便為替管理支所へ出向, 11月4日貯金課女子雇員取締	平民和久井久次郎の長女。28歳。父は愛国婦人会東京支部員にて長兄栄蔵は東京電気株式会社の技師。本所生まれ。	大正7年時点で在職中
	中村春	東京	東京府士族	明治18年3月8日	宝田小学校卒業	明治34年1月22日	明治36年9月1日 貯金課女子雇員取締	京橋区鈴木町医師中村直の長女。	明治41年まで在職
	岡田はる	東京	茨城県平民	明治17年2月15日		明治33年10月16日	明治37年8月26日 為替課女子雇員取締	父は鉄道作業局建築課員で長野に在勤。姉の夫の家に妹と同居。父が静岡在勤中に静岡で高等小学校を卒業。まもなく父とともに上京。	大正7年時点で在職中。書記に昇進。
	菅沼とよ	東京	長野県士族	明治16年3月		明治33年9月29日	明治37年7月20日 貯金課女子雇員取締	母42歳の家事を助ける。戸主は早稲田大学生の兄。20歳の妹と8歳の弟。	明治42年まで在職。大正6年から再度在職, 大正7年時点在職中
2	早川久	東京			下関高等小学校	明治26年(36の誤りか)		亡父利久は東京府士族, 通信省通信書記として下関に在勤, 久は下関高等小学校を卒業, 補習科在学中に父死去, 母たか子(48)と共に上京して久は戸主となる。	大正5年まで在職
	岡崎よね	東京				明治35年	37年大阪派遣, 翌年女子取締兼司事心得	赤坂新町の薬種店鈴屋方に寓居。24歳 父岡崎三平は旧延岡藩士, 明治7, 8年ごろ上京して大蔵省に勤務するも離職。目黒で農家の子弟の教育に従事。米子が4歳のとき母死去。父は後妻をめとらず。米子が13歳のときに姉は他へ嫁ぎ, 家事担当するため高等小学校3年で退学, 明治35年「強て父に請ひて」貯金局の募集に応じる。	明治41年まで在職
	田中恭	東京		明治20年	大阪・三坂小学校卒業	明治35年12月	大阪派遣の経験あり	岡山県士族医師田中意誠の長女。父は大阪の監獄に勤務, 恭子は大阪の三坂小学校を卒業, 父死去により母梅子が恭子をつれて35年上京, 梅子の兄へ同居, しかし36年5月母死去, 叔父の世話になる。	明治44年まで在職
	小野てつ	東京			「大垣の女学校」卒	明治33年	女子取締	33歳で今回任用の最年長。17年前単独で上京, 「二三の女学校に通ひ専門学を修めたるが不幸にして中途廃学の止むなきに至り親族方に居留」, 33年雇員。女子取締。	明治41年まで在職
	森岡とよ	東京			高等小学校卒業			父は藤堂伯爵家の家臣。兄は商業に従事。高等小学校を卒業後, 家事手伝いのち雇員。	明治40年5月まで離職
	大藤とく	東京			宝成小学校卒			亡父は商業に従事。父没後母は雑誌売り捌き業に従事。宝成小学校を卒業し, 18歳で雇員。4年在勤。	明治42年まで在職
	辻村こう	東京						父は没。19歳。兄は海軍兵学校生徒。	大正2年まで在職

グループ	氏名	勤務地	族籍	生年月日	学歴	雇員採用年月日	雇員としての履歴	家族関係など	任用年と離職年
2	岡田きん	東京			愛日小学校卒			父病没。母は病気がち。弟も通信省に勤務。	明治45年まで在職
	児玉みつ	東京			鞆絵小学校卒業	明治35年4月	明治38年女子取締	農商務省属兄玉庸三の長女。「父に漢学の教へを受け」、「厳格なる父は愛児を家に置いて甘やかしては後來の爲にならずとて」雇員となる。父母の命により毎夜恒徳女学校通学。書道は岩城玉山を師とし、余暇に表千家の茶道と古流活花を修める。	大正7年時点で在職中
	中井エイ	大阪							明治41年まで在職
	堀場トク	大阪							明治42年まで在職
	沢村しん	下関							明治40年まで在職
	木下アサ	下関							明治40年まで在職
3	松田やす	東京	三重県士族	明治6年11月		明治32年9月29日	明治35年9月8日貯金課女子雇員取締	有配偶者。	明治40年通信手任用、大正3年離職
	角森フジ	東京	山口県平民	明治19年7月	明治36年山口県立山口高等女学校本科卒業	明治38年3月25日	明治38年3月臨時雇、明治38年8月1日郵便為替預金管理所へ出向8月11日雇		明治41年通信手任用、明治42年離職
	原その	東京	佐賀県士族	明治18年6月20日	明治37年3月日本女子大学家政学部卒業	明治39年3月12日			明治40年通信手任用、明治41年離職
	中西あさ	東京	東京府平民	明治12年1月5日	明治37年明治女学校普通科卒業	明治38年10月14日	明治39年3月26日貯金課女子雇員取締		明治41年通信手任用、同年離職
	中根はる	東京	東京府平民	明治20年3月12日	明治37年三輪田高等女学校卒業	明治38年3月18日	臨時雇、明治38年4月5日雇、9月16日依願雇を免ず、明治39年1月31日雇		明治43年通信手任用、大正4年離職
4	三上ヨネ	東京	山形県平民	明治17年8月20日	明治34年山形県山形高等女学校卒業	明治38年9月14日	明治38年9月14日臨時雇、10月4日雇		
	服部キヨ	東京	広島県平民	明治15年5月3日	明治36年日本女子大学校国文学部2年修業	明治38年7月26日	明治38年7月26日臨時雇、明治38年8月1日貯金課第二原簿掛第六部女子雇員取締(大阪)明治38年8月31日依願雇を免ず、9月19日雇(郵便為替貯金管理所)明治39年5月4日貯金課女子雇員取締		

出典：「公文雑纂・明治三十九年・第三十八巻・通信省」(国立公文書館所蔵、纂01007100),『東京朝日新聞』明治39年7月25日、7月26日、7月27日、『職員録』各年度

註記1:

- グループ1 候補者履歴書に名前があり、最初に通信手に任用されたもの
- グループ2 候補者履歴書に名前がないが、最初に通信手に任用されたもの
- グループ3 候補者履歴書に名前があり、その後通信手に任用されたもの
- グループ4 候補者履歴書に名前があるが、その後通信手に任用されていないもの

註記2:任用・離職の年は『職員録』掲載の有無による。各年度『職員録』は5月1日現在の在籍者を掲載するため、実際の任用・離職はその前年の可能性もある。

註記3:家族関係は松田やすを除いて『東京朝日新聞』掲載記事による

小学校を卒業して、長野に転居し父病没後家族を引纏めて帰京し現時の地に移りしが、母は多病のため病辱にある日多く妾が家事万端致し居れど御承知の通り管理所は休日と申すは元日一日丈けですから去三十四年以来病気で一二日休みたる外欠勤致さず又少年の頃より余裕なく暮し居れば学校の履歴も乏しく実にお愧かしき次第なり、今回のご採用は難有感じますが身に学識なく、唯年功の一点にてあれば勤勉の二字を守りて責任の重さを忘却せぬ所存より外になきと考へ居ります云々

岡田さんは、父の病死後、病気の母の面倒を見ながら雇員として勤務していた。学歴のなさを恥じる談話と、「今年三十歳の盛りなるも未だ他に嫁せず」という記者のコメントに注意したい。「御承知の通り管理所は休日と申すは元日一日丈け」という点については後述する。また、匿名の家族への取材も記事にされている。<sup>(4)</sup>

今回通信省に於て女子に判任官を授け以て昇進の道を開きたるは女子たるもの、将来に取りて最も喜ぶべき事なりとす、而して同省今回の登庸法は年齢の如何によらず学業の優劣に関せず勤勉にして事務に熟練せると品行の方正なるとの二点を標準として採用したるもの、如くなれば、早く父母を失ひ又家産なき家に生まれし不幸なる女子の爲には何よりも頼母しき採用法なり、今此新任に就き二三の家長のいふ所を聞くに、彼の子も実に不仕合せです、幼さい時は相当の教育も受けられ今頃は立派に嫁に行かれる筈でしたが家政の都合上思ふ事は鴟の嘴となり、終に通信省雇員に出す事となり毎日同省へ通はせて置きました処、今度御登庸に預かり本人の爲には仕合せで御座いますが、家族の身になりますと何とか早く身を極めさせて遣り度いので行末を心配して居ます云々、今一人は曰く那の子もとうとう出世しました其内には能い婿を捜して遣度く存じます、久しく開化開化といふ事を聞いて居ました

が那の子が判任官になるとは夢にも知りませんでした云々、又一人の母はいふ通信手とか申すのさうです頂くものは幾干になりますかまだ分りませんが、若し礼服を着るなど、申されますと連も妾どもの瘦腕では着せられませんで心配して居ます、尤も所長さんから兼々立派な服を着てはならぬ、垢さへ附かなければ夫で能いと仰せられるので妾も難有く存じ娘も其気で居りますから、少しづつ、残して嫁に行く下拵へでもさせて遣り度く思ひます云々、

「家産なき家に生まれし不幸なる女子」のための仕事という記者の観点や「嫁に行」かせることできない、「不仕合せ」な子であるという家族の認識、あるいは判任官になれば「礼服」などを着用しなければならぬのではないかという母の懸念などが報じられている。いずれの家族も、いずれは「嫁に行かせたい」「婿を捜したい」と述べている。これらの新聞報道からは、「女子判任官」たちは、幸福で模範的なライフコースを歩んだものではないが、「勤勉」で「品行方正」な「不幸なる女子」にとつては「名誉」である、という認識がうかがわれ、またこれを契機に結婚という「幸せ」なライフコースに乗ることが展望されていることが読み取れる。

### ③労働環境・勤続年数・昇給

このようにして任用された女性判任官のあり方はその後どのような経過をたどったのであろうか。

まず、人員の動向である。一九〇七（明治四〇）年以降の通信省全体の判任官・雇員の男女別総数を表4に示した。判任官・雇員とも総数が一九〇八（明治四一）年に減少するのは、鉄道院の発足にともない鉄道事業が通信省の所管ではなくなるためである。それを除けば女性の判任官は実数で一九一一（明治四四）年まで増加を続け、以後しばらく横ば

表 4 通信省判任官・雇員男女別人数

	判任官			雇員			合計
	男	女	小計	男	女	小計	
1906 (明治 39) 年	14808 (99.6%)	63 (0.4%)	14871	35886 (88.9%)	4461 (11.1%)	40347	55218
1907 (明治 40) 年	18539 (99.6%)	81 (0.4%)	18620	42435 (87.6%)	6020 (12.4%)	48455	67075
1908 (明治 41) 年	13744 (99.3%)	103 (0.7%)	13847	22496 (74.6%)	7659 (25.4%)	30155	44002
1909 (明治 42) 年	13854 (99.0%)	146 (1.0%)	14000	22741 (72.6%)	8597 (27.4%)	31338	45338
1910 (明治 43) 年	13200 (98.8%)	154 (1.2%)	13354	23279 (69.3%)	10331 (30.7%)	33610	46964
1911 (明治 44) 年	13651 (98.8%)	172 (1.2%)	13823	24241 (65.9%)	12525 (34.1%)	36766	50589
1912 (明治 45) 年	13771 (98.7%)	182 (1.3%)	13953	24796 (63.8%)	14058 (36.2%)	38854	52807
1913 (大正 2) 年	13741 (98.7%)	182 (1.3%)	13923	23811 (60.4%)	15602 (39.6%)	39413	53336
1914 (大正 3) 年	13472 (98.7%)	178 (1.3%)	13650	24017 (61.1%)	15291 (38.9%)	39308	52958
1915 (大正 4) 年	13750 (98.7%)	183 (1.3%)	13933	24470 (60.3%)	16137 (39.7%)	40607	54540
1916 (大正 5) 年	14468 (98.5%)	220 (1.5%)	14688	25162 (59.6%)	17042 (40.4%)	42204	56892
1917 (大正 6) 年	14843 (98.3%)	259 (1.7%)	15102	26086 (58.1%)	18777 (41.9%)	44863	59965
1918 (大正 7) 年	15624 (97.7%)	371 (2.3%)	15995	27419 (54.5%)	22906 (45.5%)	50325	66320

出典：『通信省年報』各年度

いとなったのち、第一次世界大戦期に再び急増する。ただし、男性判任官に比して圧倒的に少数であることは変わらない。一方、雇員についてみれば、女性雇員の数は男性雇員の伸びをはるかに上回り、一九一八（大正七）年には通信省雇員の半数近くが女性となる。

一九〇六（明治三九）年以降、女性判任官は郵便為替貯金管理所以外でも任用されている。たとえば同年度末で、一・二等郵便局・電話局に一五名、電信局に二名など、他部局にも女性の判任官が在職している。<sup>(41)</sup>ここでは、貯金部局系統と、電話交換手を含む一・二等郵便局系統の女性判任官、女性雇員のあり方を比較してみたい。表5に、郵便貯金担当部局の男女別判任官・雇員数、図1に、これをもとに算出した判任官・雇員別の女性比率を示した。注目すべきことは、女性の判任官任用が開始されてから、一九〇九（明治四三）年にかけて、雇員の女性比率が低下し、その後四割前後で安定していることである。これは表2でみた、一九〇五（明治三八）年までの貯金部局における雇員の女性比率の上昇傾向が、この時期逆転したことを示しており、また表4に示された同時期の通信省全体の雇員の女性比率上昇の動向とも異なっている。一方、判任官中に占める女性の割合は一九一三（大正二）年まで緩やかに上昇する。一九〇八年・〇九年の雇員比率低下は雇員の実数が減少していることによるものであるが、その後の女性判任官・雇員比率の安定は、雇員の一定数が判任官に登用され続けたことを意味しているだろう。

この特徴は、一・二等郵便局・電信・電話局の男女別判任官・雇員数（表6）と職階別女性比率（図2）と対照することで一層明らかとなる。郵便局等では、女性の判任官任用自体は貯金部局と同時期に始まり、人数は貯金部局と同水準であるが、男性を含めた判任官全体のなかでの比率は低い。かつ女性雇員の数が大きく、事業拡大につれて雇員の女性率は上昇する傾向にある。つまり、電話交換手を含む郵便・電信・電話系統の女性の大部分が雇員であるのに対して、貯金部局の方が雇員を判任

表5 郵便為替貯金管理所・郵便貯金局の男女別判任官・雇員人数

年次	判任官			雇員		
	男性	女性	小計	男性	女性	小計
1906 (明治39)年	523	41	564	1013	890	1903
1907 (明治40)年	529	55	584	1013	1021	2034
1908 (明治41)年	517	62	579	1087	793	1880
1909 (明治42)年	537	70	607	1224	727	1951
1910 (明治43)年	504	74	578	1264	825	2089
1911 (明治44)年	550	82	632	1298	895	2193
1912 (明治45)年	546	86	632	1294	914	2208
1913 (大正2)年	507	86	593	1281	814	2095
1914 (大正3)年	520	79	599	1276	844	2120
1915 (大正4)年	544	80	624	1285	870	2155
1916 (大正5)年	742	88	830	1469	918	2387
1917 (大正6)年	705	102	807	1533	1032	2565
1918 (大正7)年	825	159	984	1724	1288	3012

出典：『逓信省年報』各年度

官に任官させる傾向が強いのである。

この背景には、前節で論じた逓信次官照会にも触れられている通り、労働市場における民間との競争がある。一九〇三（明治三六）年に出版されたある職業案内書<sup>(4)</sup>によると、「私立銀行事務員養成所」「女子計算員養成所」を経営する、黒岩規という「元大蔵省の官吏でその後日本銀行その他の銀行実務を实地に踏踐してきた経験家で五十に近い中老人」が存在した。彼は「今より十二三年前に女子計算員なるもの、必要を感じて養成所を……（中略）……設けて盛んに募集」したが、需要がなく失敗し、男性計算員の養成のみをおこなってきたが、近年「銀行会社の事務上女子を採用することの遙かに男子に勝れることに心付て来

出典：『逓信省年報』各年度

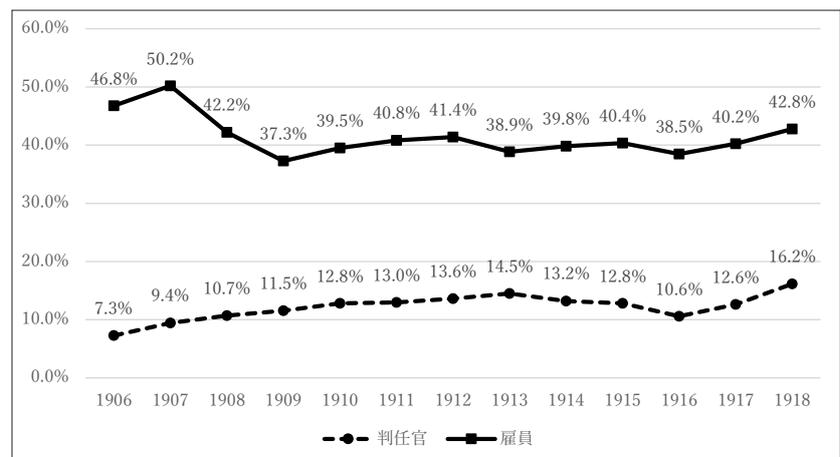


図1 郵便為替貯金管理所・郵便貯金局の職階別女性比率

たので雀躍として女子計算員養成所を再興」したという。女性が銀行に勤務した場合、俸給は最初見習中八円くらい、賞与を含めれば一二円。昇給すれば三〇円程度と同書は記している。一方、『逓信省年報』によれば、一九〇六（明治三九）年度末の郵便為替貯金管理所の女性雇員八九〇名に対して、俸給月額総額は六〇七二円で、一名あたり平均六・八円となる（男性は雇員総数一〇二三名に対して一一五〇七円で、平均

表 6 1・2等郵便・電信・電話局の男女別判任官・雇員人数

年次	判任官			雇員		
	男性	女性	小計	男性	女性	小計
1906 (明治 39) 年	4996	15	5011	5722	2550	8272
1907 (明治 40) 年	5198	16	5214	5847	3434	9281
1908 (明治 41) 年	5527	39	5566	6158	4851	11009
1909 (明治 42) 年	5659	74	5733	5950	5275	11225
1910 (明治 43) 年	5519	75	5594	5273	5818	11091
1911 (明治 44) 年	3754	85	3839	5436	7028	12464
1912 (明治 45) 年	3764	89	3853	5545	7966	13511
1913 (大正 2) 年	4019	90	4109	5357	8546	13903
1914 (大正 3) 年	4045	92	4137	5471	8716	14187
1915 (大正 4) 年	4132	98	4230	5464	8989	14453
1916 (大正 5) 年	4390	122	4512	5784	9351	15135
1917 (大正 6) 年	4527	147	4674	6158	10266	16424
1918 (大正 7) 年	4892	203	5095	7071	13024	20095

出典：『通信省年報』各年度

一・四円である<sup>(43)</sup>。賞与や年功加給があるにしても、民間に比して給与水準は低かったと思われる。民間銀行等と計算員の労働市場で競合していた貯金部局は、「判任官になれる」ことをメリットとして打ち出す必要があった。一方、電話交換手の場合、民間企業内での小規模な電話交換業務はあるにしても、電話事業自体が国営である以上、同一職務内容の労働力需要は民間には存在しない。それゆえ貯金部局のように、労働市場において民間と給与水準が比較の対象とされることはなかったと推測される。

女性雇員・判任官の職務内容は、一九〇〇（明治三三）年の雇員採用

出典：『通信省年報』各年度

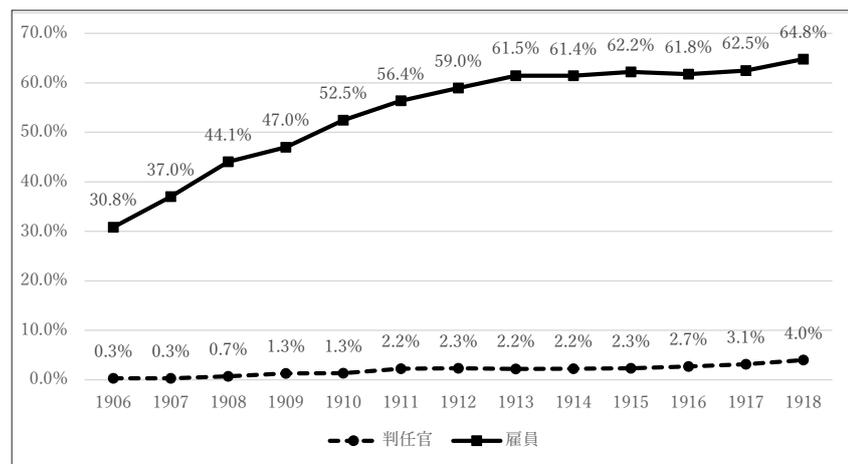


図 2 1・2等郵便・電信・電話局の職階別女性比率

開始の時点では、「貯金払戻金ノ記帳及日計」「通常貯金払戻金払済ノ記帳」「貯金払戻計算票ノ整理」など五業務に限定されていた<sup>(44)</sup>。その後拡大し、一九〇六（明治三九）年の判任官任用の時点では、かつて男性判任官が担当し、一九〇六年時点で女性雇員が担当している管理所本所の業務には次のようなものがあるとされている<sup>(45)</sup>。

貯金課計査掛

一郵便貯金受払金査算並ニ決算ノ総校合査閱 八人

同 原簿掛

一郵便貯金払出検査 十人

一郵便貯金預入原簿ノ計算 十人

一郵便貯金利子ノ計算検査 五人

主計課資金掛

一証券ノ受払計算ニ関スル事務 二人

内国為替課調理掛

一郵便為替金及取立金受払査算事務統理 二人

同 精算掛

一郵便為替金及取立金受払決算事務統理 八人

庶務課会計掛

一郵便為替貯金取立金ノ各用紙類記番号調査事務統理 一人

同 発行掛

一送達不能ニ係ル貯金払戻証書等ノ処理 一人

多くの業務が何らかの形で計算にかかわるものであることがわかる。一九一三（大正二）年の雑誌記事<sup>(46)</sup>によれば、業務の様相は次のようなものであった。

読者が貯金を出入なさる場合に、小さな伝票を郵便局の窓口にお出しになるが、その伝票は一々為替貯金局に送られて、迅速に例のカード式原簿に記入されるのであります……（中略）……この夥しい数の伝票は幾人かの手を経て、各局の記号によつて分類され、番号順に重ねられて、原簿の方に廻り、こゝで貯金局式の数字で原簿に登録さるゝのであります。その番号順に整理する時の如き、何枚かの伝票を片手に掴み、之を狭い机の上で番号の順に従つて扇面形に並べて揃へるのであります。番号と云へば何

れ四位か五位以上で、千台万台の数字を一瞥の瞬間に識別して、そのまゝ、相当の位置に挿込んで行くその早さは、歌留多の選手の歌留多を取る手よりも遙かに早いのであります。斯くして整理された伝票は、原簿に登録さるる外に之を計算する必要があります。その計算の敏捷なこともまた此所の見物であつて、片手で伝票を捲りながら、眼にも止らない速力で計算して行く速さは、人間業とも思はれないほどであります。

なお、「カード式」の原簿は、ルーズリーフ式原簿に替えて一九〇三



図3 カード式原簿導入記念絵葉書

(明治三六)年に導入されたもので、図3は、それを記念して発行された絵葉書の一枚である。女性雇員が男性監督者のもと労働に従事している様子がうかがえる。

計算に必要な珠算の技術は採用後に訓練で身に着けるものとされていた。その訓練は次に見るように厳しいものであった。<sup>(47)</sup>

三十六年七月珠算練習ノ方法ヲ設ケ其技ニ慣熟セシムルノ策ヲ採レリ、而シテ当初ニ於テハ計理事務ニ従事スル全吏員ニ対シ五位以下ノ数ヲ記載セル証拠書様ノモノ百枚ヲ五分間ニ入算セシメ、正数ヲ得タルモノヲ及第者トシ、時間内ニ入算シ得ルモノニシテ単ニ運算ノ相違ト認識セラルルモノハ詮考ノ上及第者ニ加ヘタリ、而シテ落第者及新拜命者ニハ日々休憩時間及執務時間内ニ於テ事務ノ状況ヲ見計ヒ練習ヲ為サシメ、約十日間ニ一回試験ヲ執行セシモ、三十七年二月日露戦ヲ宣セラレ累月重日駁々トシテ貯金事務ノ大激増ヲ来シ、前途ノ発展計ルヘカラサルモノアルヲ以テ、吏員ノ計算能力ヲ一層発達セシムルノ急務ナルヲ認め、五分ヲ四分ニ短縮シ、且ツ任意ノ練習ハ到底短期間ニ慣熟ヲ期シ難キヲ実驗シタルニ依リ、毎日退庁後一時間ハ居残練習ヲ為サシメ、尚ホ大祭休日ニ廢休出勤ヲ命シ練習セシムルコトトシ、之ヲ確實ニ励行セシムルト共ニ教導ノ為メ毎日交代ニ部長ヲ付シ練習ニ努メシメ、一週一回土曜日ニ於テ試験ヲ執行シ、及第者ハ翌日曜ノ廢休ヲ免除スルノ方法ヲ採リ……

伝票一〇〇枚の計算を五分で終える基準を達成するまで、休憩時間や居残りで練習させられ、さらに日露戦争開始後の業務増大に伴い、目標を四分に引き上げて、休日にも出勤(廢休)させて練習させたというのである。そして、土曜日に部長の前で試験があり、それに合格すれば日曜日は休み、合格しなければ「廢休」である。先述岡田きん談話の「御承知の通り管理所は休日と申すは元日一日丈け」というのは、この「廢

表7 珠算競技会における伝票算の優秀者

開催年月	記録	氏名
1908 (明治41)年2月	4分20秒	貝塚ろく
1908 (明治41)年11月	1分55秒	端山千代
1910 (明治43)年5月	4分00秒	清水を美喜
1911 (明治44年)6月	4分10秒	端山千代
1912 (明治45年)3月	4分00秒	渡邊みね
1913 (大正2年)3月	3分30秒	大島兼次郎
1914 (大正3年)3月	3分35秒	大島兼次郎
1915 (大正4年)10月	3分45秒	森りう
1921 (大正10年)3月	3分36秒	富本ヨシ
1922 (大正11年)3月	3分57秒	三木を美喜
1923 (大正12)年4月	3分47秒	三木を美喜
1925 (大正14)年11月	3分34秒	三木を美喜
1926 (大正15年)11月	3分32秒	本多得雄
1931 (昭和6)年2月	3分27秒	平林しず
1935 (昭和10)年3月	3分19秒	平林しず
1936 (昭和11)年10月	3分17秒	古賀ユキ
1939 (昭和14)年10月	3分8秒	田沢よし
1940 (昭和15)年11月	2分50秒	古賀ユキ
1942 (昭和17)年11月	3分16秒	寺沢清

出典：竹内乙彦・溝江清著『そろばん物語』(同文館出版部、1943年)  
 註記：1908年のみ伝票100枚、他は200枚の計算時間

休」慣習を指していると思われる。もっとも、すべての雇員が「廢休」させられていたわけではない。一九〇六(明治三九)年一月二四日から一九〇七(明治四〇)年二月四日までの、高橋楽という雇員の「女子雇員服務通知簿」<sup>(48)</sup>が残されているが、これによれば、この一〇四日間のうち高橋が出勤しているのは七三日で、「廢休」欄に記載はない。年末年始は一月二九日から一月六日まで休んでいる。基準を達成したものは休めたものと思われる。

珠算の技能を向上させるために、貯金部局では一九〇二(明治三五)年に珠算の技能を競わせる競技会が開催された。その後、一九〇八(明治四一)年から定例化し、伝票計算、暗算など各種の競技があった。<sup>(49)</sup>表七は珠算競技会における伝票計算優秀者の一覧であるが、女性名と男性名が入り混じっていることがわかる。後年まで、完全に「女性の仕事」としてジェンダー化されてはいない。一九一〇(明治四三)年の優秀者清水を美喜と、一九二二(大正一一)年から二五(大正一四)年まで三連覇している三木を美喜は同一人物であるが、彼女については第四節で

みる。

人員増加にともなう、労働する部屋の環境が悪化したことは、郵便貯金局自身が次のように認めている。<sup>(50)</sup>

計査掛受入証拠書整理機関ノ如キハ一ヶ月八十万口ニ垂ントスル  
預入報告書ヲ当月分及前月決算着手中ノモノニヶ月分ヲ併セテ格  
納セル厩大ナル証拠書保管箱拾数個ノ収容ヲ要シ、而モ該事務ニ  
従事スル吏員ハ二三ノ監督者ヲ除キ他ハ総テ女子ニシテ、諸務劇  
忙ノ結果一年ノ久シキニ亘レル期間、長時間居残勤務ニ服シ休日  
ト雖モ廢休執務セシメタル為メ、神心萎靡シ稍モスレハ頭重眩暈  
ヲ惹起シ、時ニ或ハ腦貧、充血ノ両症ヲ起シ、若クハ呼吸器疾患  
ノ為メ薬餌ニ親ム者続出

一九〇六（明治三九）年、部屋の配置換えが行われ、ようやく状況は改善したという。第一節でみたとおり、女性のみを隔離した部屋で労働させるため、その部屋の広さは女性雇員増加の制約となっていた。それでもぎりぎりまで女性雇員を増加させたため、空間が狭隘化し、環境が悪化したものと思われる（空間的隔離がその後も続いたのかどうかはいまのところ詳らかではない）。

さて、判任官に登用された女性たちは、その後どのくらいの期間貯金部局に勤務し、どの程度の給与を受けていたのだろうか。それを知るために、内閣印刷局『職員録』の、逓信省貯金部局（本所・支所）の判任官（当初は通信手、一九〇九（明治四二）年以降、書記補ないし書記）の人名のなから、女性と思われるもの二三四名を抽出した。『職員録』には性別は記されていないため、抽出の基準は、名前が仮名であるか、「子」で終わる者、あるいはほかの史料から女性と確定できるものとした。そのため、実際の女性勤務者数よりは少ないことが予想される（なお、雇員は職員録に掲載されないため、この作業はできない）。前年度と比して給与水準が同レベルで姓のみが変化しているものは、同

一人物が改姓したものとみなした。改姓と判断したものは六名で、これが婚姻によるとすれば、婚姻後も勤務を続けたことになる。勤務地は、当初東京、大阪支所、下関支所で、一九一四（大正三）年から福岡支所が加わる。同一勤務地での勤務が大部分だが、大阪から下関、下関から福岡の異動もみられる。

この女性名抽出は、先ほど触れたように実際の女性勤務者に比べて少ないことが予想され、また、表4、5などで用いた『逓信省年報』が示す男性・女性の官吏・雇員の数は年度末のもので、『職員録』は五月ないし七月時点の在籍者を示すため、ずれが発生する。この抽出作業でどの程度の女性を拾えているかを確認するため、両者を比較して表8を作

表8 『職員録』からの女性人名抽出数と『逓信省年報』記載数値の比較

年次	抽出人数	「年報」数値	捕捉率	初出人数	消滅人数
1907（明治40）年	40	55	73%	—	—
1908（明治41）年	48	62	77%	17	9
1909（明治42）年	54	70	77%	18	12
1910（明治43）年	50	74	68%	17	21
1911（明治44）年	53	82	65%	10	7
1912（明治45）年	69	86	80%	22	6
1913（大正2）年	66	86	77%	17	20
1914（大正3）年	68	79	86%	18	16
1915（大正4）年	63	80	79%	11	16
1916（大正5）年	66	88	75%	16	13
1917（大正6）年	74	102	73%	23	15
1918（大正7）年	78	159	49%	25	21

出典：『逓信省年報』『職員録』各年度

表 10 1917年判任官在職女性の『職員録』初出年次

採用年次	人数
1907 (明治 40) 年	5
1908 (明治 41) 年	3
1909 (明治 42) 年	2
1910 (明治 43) 年	2
1911 (明治 44) 年	2
1912 (明治 45) 年	4
1913 (大正 2) 年	3
1914 (大正 3) 年	10
1915 (大正 4) 年	7
1916 (大正 5) 年	14
1917 (大正 6) 年	23
合計	75

出典：『職員録 甲』各年度

表 9 1907年判任官在職女性の年次別在職数

	在職者数	前年減
1907 年	40	
1908 年	31	9
1909 年	26	5
1910 年	16	10
1911 年	15	1
1912 年	13	2
1913 年	13	0
1914 年	11	2
1915 年	8	3
1916 年	6	2
1917 年	5	0
1918 年	5	0

出典：『職員録 甲』各年度

成した。これによれば、一九一八（大正七）年のみ何らかの事情で捕捉率が落ちていたが、それ以外は約七割〜八割が拾えている。また、各年度の初出（当該期間の入職者）と消滅（当該期間の離職者）を見ると、毎年一定の入れ替わりがあることが看取できる。

さて、勤続年数を知るために、まず一九〇七（明治四〇）年判任官在職女性四〇人のその後の変化を表9に示した。三年後の一九一〇（明治四三）年には半数以下に減少し、一九一八（大正七）年まで在職しているものは八分の一の五名である。ただし、いったん貯金部局の判任官と

しては名前が見いだせなくなり、その後たたび現れるものが二人いる（一人は初回登用者の菅沼とよ、もう一人は下関支局勤務の有川マス）。この間、ほかの部局で勤務していた可能性と、いったん離職して復職した可能性の双方がある。二年以上継続勤務すれば通信省内のほかの判任官に転じることは可能であった。<sup>51)</sup>

表10は、反対に、一九一七（大正六）年の在籍者が、それぞれどの年度から『職員録』に名前が現れるかを示したものである（一九一八年は先にみた通り何らかの理由で捕捉率に問題があるのでその前年をとった）。第一次大戦中の人員増大期である一九一七年では、当該年度とその前年の任用者でほぼ半分を占めることがわかる。総じて、『職員録』に名前が見える前に数年間の雇員としての勤務期間があるはずだが、それを合算したとしても、十年連続して勤務するものは少数であったことは確実である。

このような短期勤続は、熟練形成上、雇用側にとって望ましいものではなかった。下村宏郵便貯金局長は、新聞に次のような談話を残している。

男子よりは給料が安いので、安い割合には役に立つ、唯十七八から二十一二歳まで勤めて漸く熟練の域に入らうとすると、結婚やその他の事情で辞職する者が多いには困る、女の事務員も嫁入仕度や、一時の方便でなくて、一生涯の仕事として勤める覚悟がありさへすれば、今後益男の領分内に食込む事が出来やうと云つた<sup>52)</sup>

男性に比して、給与が低いことはあからさまに語られている。そして、ここでは「結婚」が勤続年数が短い理由として言及されている。

では、男性の勤続年数は長いのであろうか。表11は、一九〇九（明治四二）年の通信手・雇員の異動状況である。通信手定員に対する任命と転免の割合は、男女通算して三割を超える（残念ながら男女内訳はわからない）。雇員男性も四〇%以上が離職している。貯金部局の判任官・

表11 1909(明治42)年 郵便為替貯金管理所所属通信手・雇員の任命・異動人数

	任命(A)	転免(B)	定員(C)	A/C	B/C
通信手	168	135	449	37.4%	30.1%
雇員(男)	730	512	1195	61.1%	42.8%
雇員(女)	447	425	798	56.0%	53.3%

出典：『郵便貯金局事業功程概要報告 明治42年』

雇員は、実態として、男性も女性も長期勤続する職場ではないのである。貯金局はこれについて、「経済界不振以来吏員ノ供給漸次過多ヲ告ケ之カ需要ハ漸次減少ヲ来セルニ拘ラス猶前掲ノ如ク吏員ノ定員ニ対比シ任免人員ノ数甚タ多キハ以テ吏員ノ勤続期間ノ短キヲ反証スルモノニシテ、相当優遇ノ方法ヲ講シ職務ニ趣味ヲ持タシメ多年勤続シテ事務ニ慣熟セシムルハ計算事務ヲ主トスル当局ニ於テ特ニ其ノ必要急切ナリトス<sup>(53)</sup>」という問題意識をもっている。この問題意識に男性と女性の区別は言及されていない。

女性の判任官任用時点の報道でも将来的な結婚が、家族の希望として報道されていることは前節でみた。そして、「女性は結婚により短期で離職する」という言い方は、例えば一九一七(大正六)年の女性向け職業案内書の記述にみられるように、クリシエ化している。

判任官となる道はいくらもあるが何れも尠なくも六七年以上十年位の勤続を要し且つ成績が良くなければなれぬと云ふ処から男子と違ひ肝心な結婚云ふ大問題を前に控へて居る処女が大部分を占めて居るために折角事務に慣れて来た処で大概是中途退職を申出でる人が多い。

これを、雑誌『成功』の以下の記述と比較して見よ。<sup>(55)</sup>

普通の判任官となると……(中略)……其結局は懸て老朽を以て淘汰せられ、僅かの恩給を貰つて余生を送らねばならぬと云ふ始末、実際甚だつまらぬ者と云はねばならぬ、故に成る可く其位置を得て居る間に専心勉強して、他日に安全の資格を作り置く事が肝要であると信ずる。

男性向けの「立身出世」雑誌である『成功』読者にとって、判任官は魅力的ではなく、できれば早いうちに転職すべき仕事であったのだ。「はじめに」で触れた通り、当時のホワイトカラー労働市場は流動的で、男性判任官といえども長期勤続が一般的であったわけではない。実際には、男性にとつても女性にとつても、下級の判任官は民間に比して魅力ある職場ではなく、離職は一般的であった。ところが、女性に関しては、結婚が長期勤続を妨げるものとして挙げられる。低賃金と労働環境、そして行政整理基調のなかで「老朽淘汰」される可能性を考えれば、女性の短期離職の原因が結婚のみに帰されるのは、単に「女性は結婚した離職する」というライフコースにかかわるジェンダーバイアスだけではなく、「男性にとつては魅力的でない職場でも女性にとつては結婚が障害とならなければ長期勤続するはずの職場である」という労働条件にかかわるジェンダーバイアスをも内包しているのである。

男性に比して低いと下村宏局長によって公言されている女性の給与水準であるが、その実際も確認しておこう。判任官の給与は俸給表によって定められるのが原則だが、月俸三〇円未満の判任官については「級俸ニ拘ラス適宜ノ金額ヲ定メ之ヲ支給スルコト」が可能であり、通信手<sup>(56)</sup>(のち書記補)の月俸額は一円刻みで三〇円までは動かさせた。『職員録』にも級ではなく、「月〇円」という形式で記載されている。

表12は『職員録』データから作成した貯金部局女性判任官の給与水準である。平均給与は一九一〇(明治四三)年に上昇している。この年は、職名が「通信手」から「書記補」に変更された年であり、全体とし

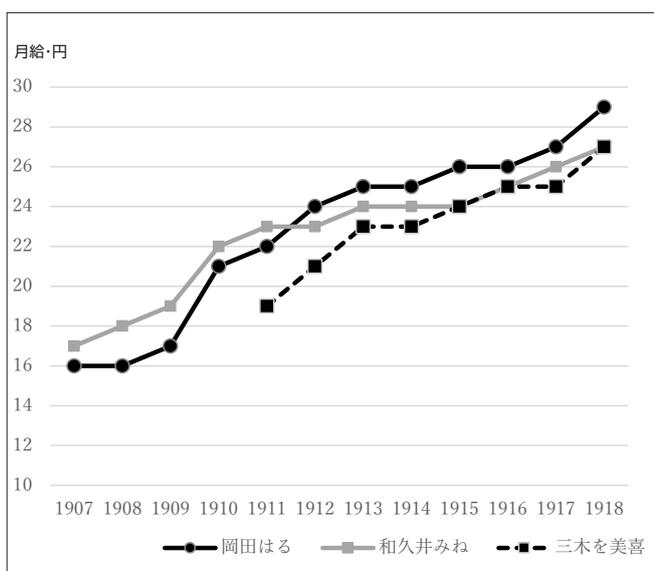
表 12 貯金部局女性判任官の月給 (単位:円)

年次	平均金額	最高額	初任給	
			最高	最低
1907 (明治 40) 年	14.3	18	18	13
1908 (明治 41) 年	14.8	19	18	13
1909 (明治 42) 年	14.9	20	16	13
1910 (明治 43) 年	16.8	23	16	12
1911 (明治 44) 年	17.6	24	19	13
1912 (明治 45) 年	17.4	24	16	12
1913 (大正 2) 年	17.8	25	17	11
1914 (大正 3) 年	17.7	25	17	11
1915 (大正 4) 年	17.6	26	17	13
1916 (大正 5) 年	17.5	26	16	12
1917 (大正 6) 年	17.1	27	17	12
1918 (大正 7) 年	17.6	29	17	12

出典:『職員録』各年度

て俸給が上にシフトした。しかし、勤続年数が短いことから、継続して昇給する者は少なく、以後ほぼ横ばいで若干の低下傾向を見せ、その年に判任官に昇進した初任給の最高額とほぼ同じ水準で推移する。最高額の俸給は長期勤続者の俸給であるが、一九一二(明治四五)年度以降伸び幅は少ない。一九一八(大正七)年に月俸二九円に達するのは、最初の任用者の一人、岡田はるである。そしてこのとき、岡田はじめて「書記補」から「書記」に昇進した。この年おなじく書記に昇進したが、三木(旧姓清水)を美喜であり、三木の判任官任用は一九一一(明治四四)年である。つまり、業績によって先任者を追い越すことは可能であった。その具体例として、最初の任用者の一人である和久井みねと、岡田はる、三木を美喜の昇給過程を示したものが図4である。

図 4 長期勤続者 3 名の昇給状況



出典:『職員録』各年度

一方、男性の昇給はいかなる状況にあっただろうか。貯金部局の男性判任官全体について集計するのは本稿の課題を超えるので、さしあたり、一九〇七(明治四〇)年に在職していた判任官のうち、さきほどの基準により「女性」と判断したものを除いたものなかで、同年の女性判任官と同一の給与水準にあるもの(月俸二三円〜一八円)の層が、一九一七(大正六)年の職員録でどのような地位にあるかを検討すると、二七五名中、郵便貯金局に在籍している者は三五名である。通信省内他部署に転じた者もいるだろうが、やはり同一部署に長期勤続することは一般的ではなかったことがわかる。しかし、女性と違うのは昇進・昇給の程度である。三五名中二七名はすでに書記に昇進しており、月俸は最高で七級俸(月俸四〇円)で、岡田はるより一一円高い。また、一四名

が一九〇七年時点と異なる本文所に勤務しており、男性の場合は転勤がより頻繁であったことがうかがえる。

以上から、仮に長期に勤務したとしても、女性の昇給・昇進が男性よりも抑えられていたことが明らかである。

#### ④長期勤続者の一例―「そろばんの天才」三木を美喜の場合

一九三五（昭和一〇）年に刊行された職業案内書『現代女子職業読本』は、その冒頭に「通信省貯金局」の一節を置いている。そこには次のような叙述がある。<sup>(58)</sup>

こゝの勤続年数は平均して五六年といふ所で一体に長いのです。有名な三木みきさんなど勿論判任官でしたが三十年も勤続した一人です……（中略）……この人の退職原因中結婚のために退職する人が少いのを見ても解りますが、最近は殊に結婚しても勤める風が盛で、子供が出来るまでは殆ど結婚しても勤めるさうです。子供が出来ても家に手のある人は相変らず皆勤めてゐるさうです。……（中略）……この事務員達は結婚しても勤めることは差支へないことになってゐますので、判任官や、事務員の上の人は半分近くは既婚者です。一時景気のいい時代、この事務員がひつこぬかれて行くので、局員同志結婚<sup>(59)</sup>させて、生活安定の一助とする事になり奨励しましたが、現在では世の中が違つてきましたので、もし局員同志結婚したら一方はよして貰ふことになつてゐるさうです。こゝでは婦人でも書記になれば班長といふのになります。すると一班三四十人の人に対して全責任を負ふかはり、又仕事の上には絶対権利をもつてゐます。ですから大の男を大勢あごで使ふ人が随分あるから愉快ではありませんか。

ここには、昭和初期の状況として、貯金局は女性の職場の中では比

較的勤続年数が長い（それでも五―六年である）、女性でも「班長」になれば男性職員も部下として指揮する、といった興味深い情報が含まれている。その状況を具体的に示すことは第一次世界大戦期を下限とする本稿の範囲を超えるが、既婚者でも勤続すること、子どもが生まれても「家に手のある人」は勤務を続けること、局員の男女の結婚を奨励していた時期があるという、それ以前からの勤務形態にかかわる情報が含まれている。そして「有名な三木みきさん」なる人物が、特に読者に対して説明することもなく、こうした長期勤続者の一例として挙げられている。ここから、当該人物が貯金局の女性職員を代表する人物として、広く世に知られていた人物であることがわかる。

ここで言う「三木みき」は、すでに本稿でも何度か名前が出ている三木を美喜（旧姓清水）のことである。複数の回想からその生涯をたどると以下のようなことになる。

を美喜は、一八九一（明治二四）年二月五日、東京市京橋区霊岸島浜町に、呉服屋の末娘として生まれ、一九〇四（明治三七）年三月高等小学校を卒業した。<sup>(58)</sup>卒業後にを美喜が通信省郵便貯金為替管理所の雇員となつた理由を、を美喜自身は次のように説明している。<sup>(59)</sup>

当時我国はロシアと戦争中で、娘ながらも何か御国の為に働きたいと思ひ従軍看護婦を志願したところ、十五歳という年齢制限で、希望は果たせませんでした。やはり何か御国の為にもと思ひ、丁度友人が勤めておりました貯金局ではそろばんを使つてゐると聞き、少なからずそろばんに興味を持つていたので早速入局させていただきました。

通信省女性雇員の採用年齢下限は、第一節でみた通り十三歳であつたから、高等小学校卒のを美喜には募集に応じる資格があつたわけである。もともとそろばんに「興味」を有していたことがそれを後押しした。

貯金部局の業務が繁忙かつ過酷であつたことは前節で触れたが、この

点についてを美喜は次のように回想している。<sup>(60)</sup>

毎年三月になりますと、一年分の利子計算元利合計の現在高算出の、年度決算をする訳でございますが、これがお互いに競争となります。朝は四時に起きまして上野駅まで歩き（当時は谷中に住んでおりました）局に六時につき、守衛さんに門を開けて頂きすぐお部屋にまいりましてカードを机の上に積み上げますと、もう夢中になり、計算の合わぬ時などは食事も忘れ、上司の方が、終電がなくなるから早く帰りなさいと言われる迄、時間のたつのも判らなくなる事もしばしばでした。こうなるともう家に帰るのは午前一時近くにもなり、また、朝は四時起きという生活が一ヶ月近くも続きました

勤務時間の長さとともに競争的環境であったことがうかがわれるが、を美喜はそれに「夢中」になり、適応していったことがうかがえる。そして、を美喜は珠算競技会で好成績をおさめ、その珠算の技能の高さを知られるようになる。再び回想によれば以下の通りである。<sup>(61)</sup>

能率向上の意味で明治四十一年二月第一回の競技会を、同年十一月に第二回を開催され、朝野の名士を招き其効果を世間に発表されたものであります。私も此の珠算には或る因縁のあつた者とも申しましたやうか、幸ひにも競技会に於て特別一級の認定を受けましたが、此時の喜ばしきは拜命二十七年間を通じ之を置いて他に何物も見出す事は出来ない程で御座いました。

彼女は表七で見た通り、伝票の計算競技でも四回の優勝者となっているが、特に暗算競技を得意とした（「そろばんは今の私の様に年を取りますと指がかたくなってハジクのが難かしくなりますが、暗算の方は頭がボケるまで大丈夫という利点がございます」<sup>(62)</sup>）。一九〇九（明治四二）年には、守屋きわ子とらんで、「貯金局の二天才」として『東京朝日新聞』で紹介されており、一九一一（明治四四）年、書記補として判任官に

昇進した。月俸一九円である。これは、同年に判任官となっている他の女性が一四円〜一五円であるのに比して高額である（表一二参照<sup>(64)</sup>）。

そして、一九一一（明治四四）年二月、同じ貯金局の判任官・三木源太郎と結婚し、三木に改姓する。

当時職場結婚というものはめずらしく色々と抵抗もございましたが、やはり下村さんが理解のある方で素晴らしい事だ、奨励するという事で、その後職場結婚が急激に増えたのを覚えております。<sup>(65)</sup>

これにかぎらず、三木を美喜は、複数の箇所でも、管理所長・貯金局長下村宏への感謝を記している。一九一三（大正二）年に長男、一九一七（大正六）年に次男が生まれたが、を美喜は貯金局勤務を続けた。<sup>(66)</sup>戦後に取材された新聞記事によれば「産後の休暇は二十一日間だけで、つぎの日からはもう出勤。家事はしゅうとめさんが見てくれた、といつても出勤前と帰宅後の家事はお美喜さんの役。夜中にオッパイをやり、オムツを取りかえし。ご主人もよく協力してくれたそうだ<sup>(67)</sup>」とのことである。姑にあたる源太郎の母が家事・育児を分担したことは、『現代職業読本』の、子どもが生まれても「家に手のある人」は勤務を続けるという記述と符合する。

一九一八（大正七）年に、貯金部局の女性職員としては初めて書記補から書記に昇進していることは前節で述べた。その後、一九二一（大正一〇）年に、名古屋貯金支局の設置に伴い、夫三木源太郎ともに名古屋貯金支局勤務となる。翌年には東京に戻っている。<sup>(68)</sup>

一九三一（昭和六）年七月には、『婦人倶楽部』の「減俸時代家政切り廻し相談会<sup>(69)</sup>」なる座談会記事に登場している。これは民政党浜口内閣が金解禁に向けた緊縮財政の一環として官吏の減俸を打ち出したことをうけてのものであり、座談会の基調は、官吏の妻たちが「減俸」を受けてどのように工夫して家計をやりくりしてゆかかというものである。この座談会にはを美喜の発言はほとんど掲載されていない。実際に発言

がなかったのか、発言したが掲載されなかったのかはわからないが、たしかに美喜は官吏の妻ではあるが、自身も減俸対象となる官吏であり、いささか場違いの感は否めない。特に、一九三一年の減俸に際しては、通信省では反対運動が組織されており、為替貯金局でも判任官の反対運動発生<sup>(71)</sup>していることを考えればなおさらである。

翌一九三二(昭和七月)年一月に三男が生まれると、「子どもを見て呉れる人が居りませんので、残念ではありましたが、同じ年の三月に貯金局を去りました」。このとき、源太郎の母たつはすでに高齢であり、子どもの世話ができなかったという事情であるという。<sup>(72)</sup>離職直前、昭和六(一九三一)年九月一日現在の職員録<sup>(73)</sup>によれば、三木を美喜は貯金局第二貯金課第七原簿係静岡一班長、書記・判任官三級・従七位勲八等。彼女は、一九〇六(明治三九)年の女性判任官任用開始時に予言された、「叙位叙勲」をたしかに達成したのである。なお、この級俸はこの時点の第七原簿掛で最高であるが、係長は五級の則武登吉で男性とみられる。同掛班長はほかに二人いるが、いずれも男性と思われる名前である。女性が「係長」となることはできなかったことが察せられる。

一九三五(昭和一〇)年、夫源太郎も貯金局をやめ、世田谷区豪徳寺に三等郵便局(のち特定郵便局)を開局、を美喜も一九五〇(昭和二五)年まで豪徳寺駅前郵便局に勤務した。退職後、一九六五(昭和四〇)年に珠算技術の向上・貯金業務の発展への寄与を理由として前島密賞を受賞している。<sup>(74)</sup>一九七五(昭和五〇)年、八四歳の時点で「現在には家に七カ月のひ孫がいる為、朝から晩まで子守りで大変ですが、充実した日々を送っています」と現況を述べている。<sup>(75)</sup>一九八二(昭和五七)年三月一二日、満九十歳で没した。<sup>(76)</sup>

を美喜のライフコースからは、雇員から判任官へ、結婚・育児を経て長期勤続する者が貯金局には確かに存在したことが知られる。それを可能にしたのは、三木を美喜の「天才」的な珠算技術、刻苦勤勉とともに、

三世代同居による育児の家族内分担であった。そして、貯金局を去った源太郎・を美喜の夫婦は、退職後も特定郵便局長として、いわば一つの「家」小経営として、家族で郵便事業にかかわり続けたのである。

## むすび

ここまで縷述してきたことから、本稿が示した結論は以下の通りである。

通信省貯金部局において、女性が雇員に採用され、ついで判任官に任用された背景には、二〇世紀初頭の官庁において、人件費の増大が抑制されていた事実がある。判任官が増やせない状況のなかで雇員が増加し、さらに安価な労働力として女性がそこに採用される。女性の採用は、単純事務作業には男性に比し女性の方が適性を持つ、という性別職務分離観を伴いするものの、この職務分離観、つまり「変化ナキ趣味ナキ」業務(一九〇六(明治三九)年四月一二日の通信省説明、第二節参照)から男性が離職してゆくという状況は、民間との待遇格差の拡大により、下級判任官が魅力のない職となっていた状況に規定されているのであり、貯金部局の幹部にとっても、性別職務分離観そのものよりも、民間労働市場との競争がより直接的に意識されていた。その反映として、貯金部局の計算事務においては、珠算技能のジェンダー化は、電話交換手に比して明瞭なものとしてはあらわれない。

そして、一九〇六(明治三九)年の女性の判任官任用もまた、人件費を増大させず、インセンティブを用意する仕組みの一環であった。日露戦後には女性計算事務員にも民間銀行等の需要が発生しており、労働市場において官庁と民間の競争が存在したことがその背景にあった。この女性任用を主導したのは、第四節でみた三木を美喜の回想から考えても、郵便貯金制度の研究のためベルギーに留学し、帰国後一九〇四(明

治三七)年から一九一五(大正四)年まで管理所長・局長として貯金部局を率いて、カード式原簿の導入などの諸改革によって郵便貯金拡大期を支えた下村宏(海南)<sup>(78)</sup>であったことはほぼ疑いの余地がない。

そうした努力にもかかわらず、女性の勤続年数はおよそ五年を超えることは少なかったと推測される。しかし、当該期には男性雇員・判任官の勤続年数もおそらく同程度であり、女性の短さを単に結婚による離職に求めることはできない。先行研究で明らかにされている通り、判任官を含む当該期のホワイトカラー労働市場は流動的であり、長期勤続は一般的ではなかった。通信省貯金部局の女性事務職員が参入したのはそうした流動的な労働市場なのであり、男性に比して低賃金であることが、官民の給与ギャップによって下級事務職の確保に苦慮する当局にとつて魅力だったのである。女性の判任官任用は判任官定員の一定部分が男性から女性に置き換わることを意味するが、男性の仕事が女性に奪われるという文脈でこのことが語られることがみられないのは、それが男性にとつて魅力なき職であるがゆえであろう。

雇用側は熟練形成の側面から、結婚後の長期勤続に否定的ではなかった。そして、実際にその期待に応えるものも存在した。刻苦勤勉によつてみごとに「期待」に応えた「天才」三木を美喜は、そうした職員代表者として位置づけることができるだろう。また、三木を美喜のライフコースからは、夫婦ともに判任官の共稼ぎであり、姑が育児を分担することが長期勤続を支えていたことが看取される。従来、ブルーカラー労働者や農商工の小経営については、男女の共稼ぎや家計補助的労働についての研究が積み重ねられてきたが、ホワイトカラー労働者については、男性ブレッドウィナーと専業主婦といういわゆる「近代家族」型の性別役割分業が主として想定されてきた。しかし、千本暁子が指摘するような、新中間層における「妻は働くべきではない」という規範の問題とは別に、<sup>(79)</sup>こうしたホワイトカラーの共稼ぎの位置づけについても、

今後研究の余地があることを示している。

一方、貯金部局の計算労働は、競争的環境での高ストレス労働であった。三木を美喜が貯金局を去った直後、一九三二(昭和七)年五月一日の『東京朝日新聞』には、「貯金局員 七名検挙 赤化計画暴露」という記事がみえる。この記事によれば、「同局が時々開催する「珠算競技会」の成績が勤務上の成績と混交されや、もすれば身分進退に影響する実情からこの競技会に不安を感じている事実に乗じ局内赤化に努めてゐた」という理由で、全協系通労の貯金局班の活動に参加していた女性事務員五名、男性事務員二名が検挙されたという。第一次大戦期に拡張した貯金局における事務労働のその後のあり方や、そうした中で男女の事務職員が抱えた諸問題について論じることは今後の課題となる。

註

- (1) 『東京朝日新聞』明治三十九年七月二四日。
- (2) 石井滋「雇員・傭人制度研究についての一考察」(『社会学論集』二三、二〇一四年)、同「行政機関における雇員制度成立」(『ソシオサイエンス』二二、二〇一五年)。池田雅則「明治の判任文官層」『兵庫県立大学看護学部・地域ケア開発研究所紀要』二二、二〇一五年。なお、雇員に類似の職として「傭人」があるが、傭人は主として肉体労働に従事するものである。後述するように、雇員には判任官任用の道が開かれているが、傭人には閉ざされている。当時の統計などでも、官吏と雇員を合算する例は散見されるのに対し、傭人は常に別扱いされており、形式的には判任官と雇員の間に大きな差がおかれるが、実質的には雇員と傭人のあいだの差の方が大きかったことが推察される。
- (3) 美濃部達吉『日本行政法 総論 上巻』(一九一九年、有斐閣)、三一一―三三四頁。
- (4) 鈴木淳「官僚制と軍隊」(『岩波講座日本歴史 第一五巻 近代一』、岩波書店、二〇一四年)。
- (5) 明治二十六年勅令第一九七号。以下、法律・勅令の引用は原則として『法令全書』による。
- (6) 一九一八年に文官試験規則にかわって定められた高等試験令・普通試験令では、受験資格から性別の規定が消え、「中学校卒業」を原則とし、中学校卒業程度の

学力が認定されれば受験資格が与えられることになった。中学校に進めるのは男性のみであるから、男性を原則とすることに変わりはないのだが、女性が文官試験を受験する可能性が生じた。そして、一九四一（昭和十六）年には、明治大学卒の渡邊美恵が女性として初めて行政科高等文官試験に合格し厚生省に任官した（『読売新聞』昭和十六年一月十五日）。

(7) 早川紀代「帝国憲法と女性高等官の存在」（総合女性史研究会編『女性官僚の歴史』吉川弘文館、二〇一三年）は、女子高等師範学校や東京音楽学校の教授・教諭に勅任官・奏任官待遇の女性がいたことを明らかにしている。また宮内省の女官にも勅任官・奏任官の職がある（宇野勝子「明治官廷改革と女官」、同前書）。

(8) 石井香江「電話交換手はなぜ「女の仕事」になったのか―技術とジェンダーの日独比較社会史」ミネルヴァ書房、二〇一八年。

(9) 石井の著書に対する日本の労働史・ジェンダー史からの検討として、榎一江「書評 石井香江『電話交換手はなぜ「女の仕事」になったのか―技術とジェンダーの日独比較社会史―』（『歴史学研究』九八七、二〇一九年）がいくつかの重要な指摘をしている。なお、石井著九八頁には、一九二一（大正一〇）年の『第三九回 日本帝国統計年鑑』二六二頁に掲げられている表から、「通信手」「電話交換手」「事務」「集配及通送人」の職種別男女人数が掲げられているが、石井が「通信手」として掲げている数値は『日本帝国統計年鑑』では「技術」職の数値である。原表の注には「明治三十六年度乃至同四十二年度ニ於ル男子ノ大部分及女子ノ全部ハ通信手ナリ」と記載されている。石井はこの原表の注記を根拠に、「技術」欄の数値を「通信手」と読み替えたものと思われ、「通信手（電信技手のこと）」と本文にも記している。「技術」欄に女性の記載があるのは一九〇六（明治三九）年から一九〇九（明治四二）年までの期間であるため、この解釈に基づく表では、女性電信技手が存在したのが一九〇六年から一九〇九年までの四年間に限られるように読み取れる。しかし、実際には「通信手」は、一九〇三（明治三六）年の通信官署官制によって「通信書記補」を改称した職名であり、一九〇九年の官制改正における郵便局、電信局、為替貯金管理所など「通信官署」の最下級の判任官の名称である。一九一〇（明治四三）年の官制改正で「書記補」に戻された。「通信手」の名称が一九〇六年から一九〇九年に限られるという注記はそのような官制上の理由による。石井が依拠した『第三九回 日本帝国統計年鑑』に掲げる一九〇六（明治三九）年から一九〇九（明治四二）年までの女性「技術」職員の数値は、各年度の『通信省年報』の数値と比較すると、一・二等郵便局・電話局所属の女性「通信手」数と一致しており、すなわち一・二等郵便局・電話局所属の女性判任官の数値と解釈するのが正しく、その職務内容は事務・電信・電話交換のいずれでもあり得る。これは石井

の錯誤である以前に、大正一〇年段階での『帝国統計年鑑』編纂者が「通信手」という語の意味を正確に理解できなかったが故の錯誤であろう。

(10) 石井香江、註8前掲書、四四頁。

(11) いわゆる「職業婦人」については、村上信彦「天正期の職業婦人」（ドメス出版、一九八三年）、田崎宣義「女性労働の諸類型」（女性史総合研究会編『日本女性生活史 第四巻 近代』東京大学出版会、一九九〇年）に概観がある。村上、田崎ともに女性の低賃金性と社会的蔑視について触れているが、男性がおこなっていた仕事を女性がおこなうようになる場合、その仕事の労働条件そのものがいかなるものであったのかを、男女を通じて論じてはいない。

(12) 代表的なものとして、清水唯一朗「政党と官僚の近代」藤原書店、二〇〇七年。同「近代日本の官僚」中公新書、二〇一三年。若月剛史「戦前日本の政党内閣と官僚制」東京大学出版会、二〇一四年。

(13) 池田、註2前掲論文。

(14) 石井滋、註2前掲論文。なお、通信省の官吏と雇員については、若月、註12前掲書が第一次世界大戦後の通信省の現業職員の待遇に触れており、佐藤美弥「我等のニュース」にみる雇員・傭人の文化」（『歴史評論』七三七、二〇一一年）が一九三〇年代代の官吏減俸反対運動のなかでの通信省雇員の行動と意識を論じているが、本稿の対象とする日露戦後から第一世界大戦期については主たる考察の対象となっていない。

(15) 菅山真次「『就社』社会の誕生―ホワイトカラーからブルーカラーへ」名古屋大学出版会、二〇一一年。

(16) 加藤智康「明治期の東京市職員」（『社会経済史学』七五一―四、二〇〇九年）。

(17) 千本暁子「日本における性別役割分業の形成」（『制度としての「女」』平凡社、一九九〇年）、一九四頁。

(18) 「通信事業史 第一巻」（一九四〇年、通信協会）五―五三頁。

(19) 伏見岳人「近代日本の予算政治 一九〇〇―一九一四 桂太郎の政治指導と政党内閣の確立過程」（東京大学出版会、二〇一三年）、二九頁。

(20) 「通信公報令達類篇 第一四ノ下」（一九〇〇年、四二―二頁）。

(21) 「郵便為替貯金管理所令達類纂」（一九〇三年、二四頁）。

(22) 註21前掲史料、一七三頁。

(23) 註21前掲史料、一八頁。

(24) 「通信公報」第五〇六八号（郵政博物館資料センター収蔵）。

(25) 「郵便貯金局郵便貯金事務史 第二編」（一九一〇年）二四八頁―二五五頁。

(26) 「官制・任用・服務・官等・俸給・賞罰・式典沿革概要」（通信大臣官房秘書課、一九三四年）一五五頁。当該史料の存在は若月剛史氏よりご教示を得た。

(27) 杉浦勢之「大衆的零細貯蓄機関としての郵便貯金の成立」（『社会経済史学』

- (52) 「当世女判任官 郵便貯金局の二天才」(『東京朝日新聞』明治四二年一〇月二三日)。
- (53) 『郵便貯金局事業功程概要報告 明治四二年』(一九一〇年)。
- (54) 春陽『自活の出来る女子の職業』(洋光社出版部、一九一七年) 九六〜九七頁。
- (55) 『成功』六一一、付録、一九〇五年。
- (56) 明治三九年八月八日勅令第二二六号。
- (57) 『現代女子職業読本』(経済知識社、一九三五年) 六頁〜二頁。
- (58) 三木を美喜「珠算一筋」(『通信協会雑誌』七六六、一九七五年)。
- (59) 同上。
- (60) 同上。
- (61) 三木を美喜「感想」(『通信協会雑誌』二八五、一九三二年)。
- (62) 註58前掲史料。
- (63) 註52前掲史料。
- (64) 『職員録 明治四十四年 甲』。
- (65) 註58前掲史料。
- (66) 註58前掲史料。
- (67) 「おかあさんの百年史 ソロバンで判任官」『読売新聞』昭和四三年一月二三日、当該記事については、三木を美喜の孫にあたる三木修氏のご教示を得た。
- (68) 『職員録 大正十一年』、『職員録 大正十二年』。
- (69) 『婦人倶楽部』一二巻七号、一九三一年。
- (70) 若月、註12前掲書。佐藤、註14前掲論文。
- (71) 『東京朝日新聞』一九三二年五月二四日夕刊。
- (72) 二〇一九年八月一日、三木修氏からの聞き取りによる。
- (73) 『昭和六年九月一日現在 貯金局職員録』。
- (74) 原簿の班は担当地域別に分けられていた。
- (75) 註58前掲史料。
- (76) 註58前掲史料。
- (77) 二〇一九年八月一日、三木修氏からの聞き取りによる。
- (78) 『郵便為替事業八十年史』(郵政省貯金局、一九五七年)。
- (79) 千本、註17前掲論文。
- (51) 明治三六年二月四日勅令第二六八号。
- (52) 「当世女判任官 郵便貯金局の二天才」(『東京朝日新聞』明治四二年一〇月二三日)。
- (53) 『郵便貯金局事業功程概要報告 明治四二年』(一九一〇年)。
- (54) 春陽『自活の出来る女子の職業』(洋光社出版部、一九一七年) 九六〜九七頁。
- (55) 『成功』六一一、付録、一九〇五年。
- (56) 明治三九年八月八日勅令第二二六号。
- (57) 『現代女子職業読本』(経済知識社、一九三五年) 六頁〜二頁。
- (28) 「公文雑纂」明治三十九年・第三十八巻・通信省、国立公文書館所蔵、纂01007100。
- (29) 『東京朝日新聞』明治三十九年七月二六日。
- (30) 官吏恩給法(明治三二年六月二一日法律第四三三号)。
- (31) 文官判任以上ノ者退官賜金ノ件(明治三二年六月二一日勅令第九八号)。
- (32) 註24前掲史料。
- (33) 明治三六年二月五日勅令第二六八号。
- (34) 「公文類聚」第十四編・明治二十三年・第六巻・官職三・職制章程三、国立公文書館所蔵、類00452100。
- (35) 明治二十年七月二五日勅令第三七号。
- (36) 清水、註12前掲書。
- (37) 『東京朝日新聞』明治三十九年七月二五日。
- (38) 『帝国画報』第二年一〇号、一九〇六年。
- (39) 『東京朝日新聞』一九〇六年七月二七日。
- (40) 『東京朝日新聞』一九〇六年七月三〇日。
- (41) 『通信省年報 第二十一』(一九〇八年)。
- (42) 落合浪雄『女子職業案内』(一九〇三年、大学館)。
- (43) 註41前掲史料、一七〇頁。
- (44) 註25前掲史料、二五〇頁。
- (45) 註34前掲史料。
- (46) 「為替貯金局の判任官」『婦人之友』七一―、一九一三年。
- (47) 註25前掲史料、二四二頁。
- (48) 郵政資料センター収蔵。
- (49) 竹内乙彦、溝江清『そろばん物語』(一九四三年、同文会出版部)。
- (50) 註25前掲史料。

## **Female Employees and Officials of the Ministry of Post and Telecommunications in Japan : The Cases of the Savings Department from 1900 to 1918**

MATSUZAWA Yusaku

The female officials in the savings department of the Ministry of Posts and Telecommunications is one of the few examples of female officials in prewar Japan. Initially, these women were hired as temporary employees (*yatoi*), but some of them were later promoted to lower-level officials (*Han'ninkan*). In this paper, I have clarified the background to the decision to hire women, their working conditions, promotion, salary increases, and years of service, covering the period from 1900, when the hiring of women began, to the First World War Period. In addition, I traced the life course of Miki (Shimizu) Omiki, who was hired during this period and later became famous for her excellent skills in calculation.

As a result, it became clear that the purpose of hiring women in the savings department after the Russo-Japanese War was to obtain low-wage clerical staff amid the trend of administrative reorganization. The results also revealed that the Ministry of Posts and Telecommunications intended to provide incentives to women by promoting them to official positions as the demand for female clerical workers increased in the private sector.

On the other hand, although the Ministry wanted long-term employment, it is estimated that the length of service rarely exceeded about 10 years. Marriage was often cited as a reason for this. However, considering that the length of service of male employees and lower-ranking officials was about the same, and that the clerical labor market was fluid at the time, it would be a gender-biased stereotype to focus solely on marriage as a reason.

In addition, the speed of salary increases and promotions for women was slower than for men, and competition was fierce. One example of a long-service employee who survived the competition was Miki Omiki, who married a official at the same workplace and continued to work even after giving birth. In this case, her husband's mother was in charge of housework and childcare. It is an issue for future research to examine such family type of three generations living together, where both husband and wife are employed workers.

Key Words : the Ministry of Posts and Telecommunications, Postal Savings, Special Appointments women clerical staff, Abacus

---